

男女共同参画のまちづくりをめざして
たしかな一歩を

武蔵野市男女共同参画推進市民会議

報 告 書

平成20年11月

武蔵野市長 邑上 守正 殿

武蔵野市男女共同参画推進市民会議は、平成19年8月21日、邑上守正武蔵野市長より、第二次武蔵野市男女共同参画計画策定のための提言をまとめるよう諮問を受け、審議を進めてまいりました。このたび審議結果がまとまりましたので、ここにご報告いたします。

当市民会議では、2年度にわたり合計17回の委員会を開催いたしました。会議では、関係各課や市民団体へのヒヤリング、0123吉祥寺や母子生活支援施設をはじめとした関連施設の視察、庁内関係各課による男女共同参画推進会議や男女共同参画に関する意識調査の結果などを踏まえて、現行動計画の進捗状況をチェックした上で、今後5年間の課題を導き出すための議論を構築していきました。

委員会の中盤以降は、各委員が関心のある課題を分担し、今回、当市民会議のために立ち上げられたワーキンググループの協力を得ながら、さらに情報収集やヒヤリング等を進め、全体での議論を踏まえながら問題点を整理し、具体的な提言をまとめました。

前回、平成13年に第五期女性行動計画推進市民会議が設置され翌14年に報告書が提出されてから、5年間のブランクがありました。その間少子・高齢社会の加速化、価値観やライフスタイルなど社会環境の変化、関連法規の改正など、男女共同参画行政をとりまく諸環境は大きく変動しており、この5年間の検証や課題について議論することは大きな困難でもありました。今回の提言では、そのような点の改善も含め、今後の5年間を見据え焦点を絞り、実効性の高い内容を中心としております。

この報告書の提言を含め、新しい時代にふさわしい第二次武蔵野市男女共同参画計画を策定されますよう、希望いたします。

平成20年11月18日

武蔵野市男女共同参画推進市民会議

委員長	高田素子	委員	工藤阿貴
委員	岩城末子	委員	佐野純夫
委員	小野公一	委員	千田有紀
委員	大橋仁	委員	林朋子
委員	小澤和彦	委員	三上かおり
委員	菅野昭彦	委員	吉川良子

目 次

第1章 報告書の作成にあたっての考え方	1
1 男女共同参画推進市民会議の役割と課題	1
(1) 男女共同参画計画策定過程における市民会議の役割	1
(2) 市民会議の課題	1
2 男女共同参画計画の施策の見直しと課題の設定	1
(1) 男女共同参画をめぐる社会状況の変化	1
(2) 新しい課題設定のための計画の見直し	1
3 提言の基本的考え方	3
(1) 基本理念	3
(2) 理念達成のための基本視点	3
(3) 理念達成のための4つの基本目標	3
4 計画の実施に向けて	4
第2章 それぞれの基本目標による視点からの提言	5
1 基本目標Ⅰ 男女がともに仕事と家庭、地域生活の調和を図ることのできる環境を整備する（ワーク・ライフ・バランスの実現）	5
(1) 男女がともに担う子育てと介護への支援	5
(2) 女性の就労とチャレンジ支援	10
(3) 男性の地域参加の促進	12
(4) 企業の地域貢献の推進	13
2 基本目標Ⅱ 男女が互いの性と人権を尊重し、心身ともに健康で自立した生き方を選択できるシステムをつくる（女性の人権と自立意識の確立）	15
(1) 女性の人権を守る相談体制の強化	15
(2) あらゆる暴力の防止（DV対策など）	18
(3) 生涯を通じた男女の健康支援	20
3 基本目標Ⅲ 男女平等意識を浸透し自立意識を確立する	24
(1) 意識づくりの基本は「教育」である	24
(2) 男性の意識づくり	25
(3) 意識づくりの観点からの、女性の自立・仕事力の向上とNPOへの支援	26
4 基本目標Ⅳ 男女共同参画計画を推進するための体制を整備する	29
(1) 政策方針決定の場への女性参画を促進する	29
(2) 計画推進体制の整備と強化	30
(3) むさしのヒューマン・ネットワークセンターの拡充	34
(4) 情報誌「まなこ」の充実	36
(5) 男女共同参画基本条例（仮称）の検討	36

資料編

・武蔵野市男女共同参画推進市民会議委員名簿	・ ・ ・ ・	39
・武蔵野市男女共同参画推進市民会議審議経過	・ ・ ・ ・	40
・武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	・ ・ ・ ・	41
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（改正DV法）	・ ・ ・	42
・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（概要）	・ ・ ・	51

第1章 報告書の作成にあたっての考え方

男女共同参画社会基本法では、国、都道府県レベルで男女共同参画計画の策定が義務付けられ、市区町村でも、国や都道府県の施策を勘案し、その区域の特性に応じた計画を策定し実施することが努力義務となっている。武蔵野市では平成2年に「武蔵野市女性行動計画」が策定され、その後、5年ごとに改定されている。今回は、4回目の改定にあたって、当武蔵野市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）が諮問機関として立ち上げられた。

この5年間の社会の流れは、5年前には予想できなかったスピードで変化しており、しかも、男女共同参画行政のあり方にも各地にめざましい進展が見られた。5年ぶりの計画策定に向けて、武蔵野市の男女共同参画行政のそのもの見直しが求められている。

1. 男女共同参画推進市民会議の役割と課題

(1) 男女共同参画計画策定過程における市民会議の役割

男女共同参画計画は、市の施策のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、地域づくりを進めていくことを目的としている。そのため、男女共同参画担当部署は、市内に横断的な推進体制を整備し、部局間の調整機能を果たすことが望まれる。また、政府の関連の計画及び都の計画との整合性を図るとともに、市の総合計画である長期計画はもとより、他の個別計画との整合性を図るための十分な調整が必要である。

一方、できる限り地域の実情に応じた具体的な目標を設定するために、計画策定段階に市民の参加を求め、住民の多様な意見やニーズを反映させていく必要があり、この役割を担うのが市民会議である。そのために、できるだけ広範な分野から、有識者、民間団体や関係行政機関の代表など、多様な経験や知見をもつ人材の参加が必要となる。市民会議のメ

ンバーは、計画の進捗状況をチェックするとともに、今後の取組の方向性を市長に対して市民サイドから提言する役割を担っている。

(2) 市民会議の課題

市民会議は、男女共同参画計画に市民の幅広い意見を反映する市民参加の仕組みの一端を担っている。今回、前回の市民会議では2名だった公募委員が4名に増員され、男性委員の割合も12名中5名で、「男女比率の平衡化」という現計画の目標値をほぼ満たしている。また、「市民会議の公開」も実現し、今回、ほぼ全会議に傍聴者の出席があった。

しかしながら、課題とされた「市内推進体制の充実」は実現には遠く、「市民会議を常設の評価機関として位置づける」は今回も相変わらず課題のままである。市民会議に、計画の推進状況について監視する第三者機関としての機能を強化することによって、計画的フォローアップ体制を確立していくことが望まれる。

市民会議は、計画策定のための市民サイドからの提言のための機関であると同時に、市民と行政がパートナーシップのための共通認識をもつための場でもある。今回、市民会議が自分たちにとって市政や男女共同参画への啓発の場として役立ったとの市民会議委員のコメントがあったが、市民と行政の信頼関係を築くためにも、責任ある推進体制の確立が何よりも求められる。

2. 男女共同参画計画の施策の見直しと課題の設定

(1) 男女共同参画をめぐる社会状況の変化

1) 男女共同参画をめぐる法制度などの整備

- ① 男女共同参画基本計画（第2次）の策定（平成17年12月、内閣府） 重点事項として、i) 平成32年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%以上に、ii) 女性のチャレン

ジ支援策の推進、iii) 男性を含めた働き方の見直し等10項目が掲げられた。

- ② **次世代育成支援対策推進法の成立（平成15年7月）** 301人以上の労働者を雇用する事業主は、労働者が仕事と子育てを両立するための「一般事業主行動計画」を策定することが義務づけられた。
- ③ **育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成15年7月）** 期間雇用者のうち、一定の要件を満たす者の育児・介護休業取得機会の拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設等が規定された。
- ④ **男女雇用機会均等法の改正（平成18年6月）** 性別による差別禁止の範囲が拡大されるとともに、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが禁止された。
- ⑤ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成19年7月）** 配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とすること、保護命令制度の一層の拡充などが盛り込まれた。

2) 武蔵野市の動き

武蔵野市でも、少子化の進行は顕著で、平成18年の合計特殊出生率は0.89と多摩地区では最低で、全国平均の1.32とも大きな差がある。0歳から4歳までの人口も減少傾向にある。一方、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は平成20年1月1日現在19.2%と、東京都の平均（19.4%）に近いが、今後とも高齢化の進展は見込まれる。高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加することが予測されている。単身世帯が多く、若者世代での転出入が極めて高い傾向は今後も続く予想される。

一方、市政における変化は、市長の交代、第四期長期計画・調整計画の策定、NPO活動促進基本計画、市民協働サロンの開設等がある。特に、第四期長期計画・調整計画との整合性をはかりながら、まちづくりの視点で、広く、男女共同参画が推進される必要がある。

(2) 新しい課題設定のための計画の見直し

今回の市民会議では、まず、平成16年に策定された「武蔵野市男女共同参画計画」の推進状況のチェックと施策の見直しからスタートした。そこでの問題点は、施策が総合的であまりに多岐にわたるため、網羅的になってしまっているということであった。庁内の関連各課における男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）においても同様の意見があり、施策間の接点を取りにくく、各部署の報告のみに終わっており、会議のあり方に改善の必要があるとの報告があった。

男女共同参画推進計画の大きな柱として「あらゆる分野への男女共同参画」は欠かせないテーマで、したがって、計画は庁内の様々な担当部署に関わる総合的なものにならざるを得ない。網羅的であることの欠点をどのようにして解決するかが課題となった。そこで、今回の市民会議では、あらゆる分野への目配りをする一方、5年間という計画実施期間を勘案し、課題をしぼり、重点目標を優先的に検討することにした。推進体制については、網羅的にならないよう、連携のシステムについて検討した。

さらに、現計画のうち、平成20年度「男女共同参画計画事業等報告書」の中で、実施区分がB（計画期間内に新たに実施予定の事業）とC（将来の検討・研究課題とする事業）のものを特に洗い出し、今後5年間での実施の可能性を検討した。

また、むさしのヒューマン・ネットワークセンター（以下「センター」という。）と情報誌「まなこ」の充実、「男女共同参画基本条例（仮称）」の検討は、第四期長期計画・調整計画の中でも課題としてあげられているが、特に、センターについては、移転計画が目前に迫っているため、最優先課題とした。

3. 提言の基本的考え方

(1) 基本理念

近年、少子高齢社会の急速な進展、家族形態の多様化、産業構造の変化と労働形態の多様化など、社会を取り巻く情勢は大きく変化しており、それに伴い、人々の意識も大きく変化している。

武蔵野市も例外ではない。今後、活力ある地域社会を築いていけるかどうか、住む人々に魅力あるまちであり続けることができるかどうかの厳しい転換点に立っているといえる。

満足感と安心感をもって、一人ひとりの幸せと生きがいを地域社会の中に実現していくためにも、男女が、そして、あらゆる世代が協力し、それぞれの個性や能力を活かし、あらゆる分野に参画しながら、男女共同参画のまちづくりを進めていくことが、今、求められている。

<基本理念>

男女が互いの人権と能力を尊重し合い、働き方や生き方を柔軟に選択できる、男女共同参画のまちづくりの実現をめざす。

(2) 理念達成のための基本視点

基本理念の達成のためには、以下の基本視点に基づき、取組を進めていく必要がある。

基本視点1 市と市民・事業所の協働

男女共同参画社会の実現のためには、地域が一体となって取り組む必要がある。そのためには、市と市民が、積極的に役割を担い合い、協働して計画を推進していくことが求められている。さらに、今後は、事業者も地域の一員として、自らの役割や責任を自覚し、積極的に参加・協働していくことが何より期待される。そのためにも、幅広い情報の共有と市民の多様な参加を可能にする仕組みづくりが求められている。

基本視点2 地域で支え合うまちづくり

男女共同参画に基づくまちづくりは、地域への安心感や信頼感に支えられる必要がある。市民が、孤立感や無力感を感じることなく、地域の一市民として、人と人とのつながりの中で、自らの力を発揮できるよう支援していくことが求められている。

基本視点3 実効性のあるプランづくり

計画の実効性と継続性を高めるため、客観的な事業評価のシステムを導入する必要がある。計画の全体的な進捗状況をしっかりと確認しながら、施策の実現に向けて、取組の改善や徹底を図っていく。

(3) 理念達成のための4つの基本目標

現計画を見直し、その上で、基本理念、基本視点から、以下の4つの基本目標を導き出した。

今回、網羅的であるという欠点を補うため、また、5年間という計画の実施期間を視野に入れ、基本目標をしぼったが、結果的には、大きな目的解決のために、課題を組み直すことができた。

基本目標1 男女がともに仕事と家庭、地域生活の調和を図ることのできる環境を整備する（ワーク・ライフ・バランスの実現）

ワーク・ライフ・バランス*の実現が、少子化対策のキーワードとして国民的課題となっている。しかし、本来、ワーク・ライフ・バランスは、働き方の見直しを伴う、働く人すべてにとって共通の人権に根ざす課題である。

今回は、“安心して子育てや介護と仕事の両立ができる武蔵野市”の実現を重点目標として取り上げた。女性が仕事か育児・介護かの二者択一状況に置かれることのないよう、また、男性も家庭責任を全うすると同時に、子育てや介護を通じて喜びや感動、人との触れあいなどを得ることが可能となる支援体制が望まれる。より実効性の高い計画とするためには、地域の事業所の協力が不可欠である。

基本目標2 男女が互いの性と人権を尊重し、心身ともに健康で自立した生き方を選択できるシステムをつくる

DV防止法の改正によって、DV防止と被害者保護のための計画が市町村でも努力義務になったことを受け、DV防止のための取組は最優先課題とした。“暴力を決して許さない”という強いメッセージを地域の中に発信し、定着させる必要がある。また、「女性の人権を守る相談体制の整備」と「生涯を通じた男女の健康支援」についても、現計画から引き続き重点課題とした。

現計画で課題となっている「高齢者の自立と生活安定のための条件整備」と「社会的困難にある女性の生活安定と自立への支援」については、所管課が

引き続き取組を強化するよう働きかけるとともに、今回の基本目標への取組を通じて、これらの課題についても、より実効性の高い問題解決へとつながることを期待する。

基本目標3 男女平等意識を浸透し自立意識を確立する

根強い性別役割分業意識を解消し、不当な社会制度や慣習を見直していくためにも、人権尊重を基盤にした男女平等意識の浸透を図り、自立意識を育成していくことが求められる。そのためには、家庭と教育機関、地域が一体となって取り組む必要がある。また、すべての施策の実施や推進体制をより実効性の高いものにするためにも、男女平等の意識づくりは、重要な役割を担う。今回は、特に、男性の子育てや介護への参加と女性の仕事力の向上に向けて、実践的な提言を試みた。地域での様々な取組が、男女共同参画へ向けての強力な意識づくりへとつながることを期待する。その際、センターと「まなこ」は大きな役割を担う。

基本目標4 男女共同参画計画を推進するための体制を整備する

今後5年間に計画が着実に実施されるかどうかは、すべて推進体制がうまく機能するかどうかにかかっている。現計画で課題とされた市民会議の常設化を実現するとともに、全庁一体となって取り組むためにも、客観的事業評価のシステムを早急に導入し、「推進会議」と「市民会議」が協働して計画を推進していくシステムの確立が切に望まれる。

また、全市的な課題の解決のためには、センターを市民と行政のパートナーシップに基づく武蔵野市の男女共同参画推進の拠点として明確に位置づけるとともに、「まなこ」との連携によって、機能を充実させていく必要がある。さらに、今回の課題であるワーク・ライフ・バランスの実現をはじめ地域課題の解決のためには事業所への働きかけが不可欠である。また市も地域の一事業体として、率先して組織を男女共同参画の視点から点検していくことが望ま

れる。

以下、第2章では、第二次武蔵野市男女共同参画計画策定に向けて、それぞれの基本目標の視点から提言を述べていく。

<用語解説>ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、国際的にも関心が高まってきている。我が国でも仕事と家事・育児・介護など生活との両立が問題となっている。平成19年12月、「官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって取組が始まった。

第2章 それぞれの基本目標による視点からの提言

1. 基本目標Ⅰ 男女がともに仕事と家庭、地域生活の調和を図ることのできる環境を整備する（ワーク・ライフ・バランスの実現）

武蔵野市の男女共同参画社会の構築に向けた今回の基本目標のひとつが、「男女がともに仕事と家庭、地域生活の調和を図ることのできる環境を整備する（ワーク・ライフ・バランスの実現）」である。この基本目標に関して、ここでは、ワーク・ライフ・バランスをキーワードに、男女の働き方の見直し、女性の職業的キャリア発達の促進、男性の地域活動参加を通じたコミュニティや子育てへの関心の向上、企業との関わり合いに関して検討し、それを通して課題の抽出とそれに対する提案を試みたい。とりわけ、男性からは遠ざけられがちであった子育てを中心とした家事や高齢者介護に、男性をいかに向き合わせるか、逆に、女性の家事労働の負担を減らし、その力を職業や地域活動などの社会の中での能力発揮にいかに関与させるか、また、従来女性の雇用に関しては、企業と行政の関係が中心になりがちであったが、企業と市民の関係として展開させるための方策などを基調に考えたい。

（1）男女がともに担う子育てと介護への支援

1) 子育て支援の充実

家事や子育ては、かねてから女性の役割であると考えられがちである。「平成20年度 武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）で理想の役割分担を見ると、性別役割分業を男性の約4分の1が肯定しているが、20歳代の男性では肯定派は1割に満たず、30・40歳代でも2割に満たない。また、このような意識は、年代間の差異よりは男女間の差異のほうで顕著である。その一方で、現実にはどのように分担されてい

るかは、男女とも、働き方による差異が大きく、夫婦ともフルタイム（正社員・非正社員を問わず）の場合男性では50%以上が平等に分担と答え、女性でも共に正社員の場合は、3分の1以上がそのように答えている。

また、男性が家事に参加しない理由として約4割の人が「家事は女性の仕事」をあげている。「子どもの頃から家事をするようにしつけられていない」まで含めれば、約7割になる（女性でも約5割）。そのため、男女がともに子育てを担う環境を作るには、家庭内での理解、協力はもちろん行政や企業もその環境整備に関わる必要がある。出生率が低迷している今、子育てが家庭にとって様々な側面で負担にならないために、どのような施策が必要であるのかを考えなければならない。

図1 働く女性の仕事継続を阻害する要因

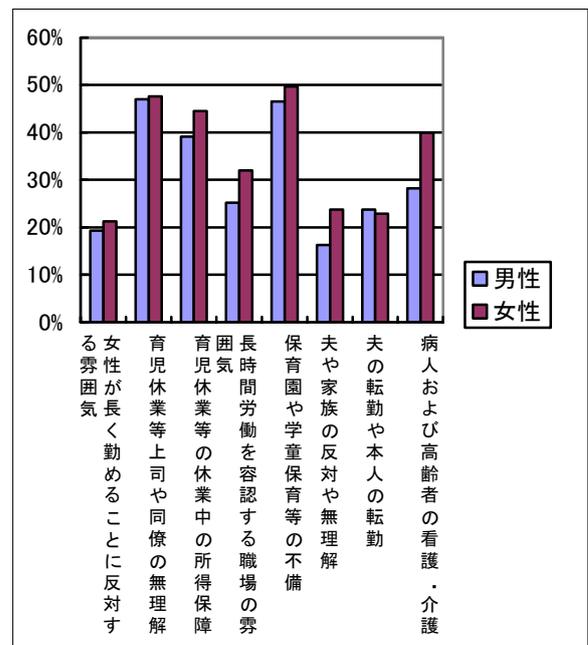


表1 末子の年齢別 女性が働き続ける上での障害

	女性の長期勤務に反対の雰囲気	育児休業等への上司や同僚の無理解	育児休業等の保障	長時間労働を容認する職場の雰囲気	保育園や学童保育等の不備	夫や家族の反対や無理解	夫の転勤や本人の転勤	病人及び高齢者の看護・介護	その他	障害はない	わからない	計
乳幼児	6 16.7%	23 63.9%	17 47.2%	19 52.8%	28 77.8%	8 22.2%	5 13.9%	7 19.4%	1 2.8%	0 0.0%	1 2.8%	36 100.0%
小学生	5 29.4%	12 70.6%	8 47.1%	7 41.2%	9 52.9%	3 17.6%	3 17.6%	6 35.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 100.0%
中学生以上	31 23.7%	63 48.1%	61 46.6%	37 28.2%	63 48.1%	36 27.5%	43 32.8%	69 52.7%	6 4.6%	1 0.8%	6 4.6%	131 100.0%
子どもなし	24 21.6%	53 47.7%	54 48.6%	40 36.0%	56 50.5%	26 23.4%	22 19.8%	42 37.8%	6 5.4%	1 0.9%	0 0.0%	111 100.0%
合計	66 22.4%	151 51.2%	140 47.5%	103 34.9%	156 52.9%	73 24.7%	73 24.7%	124 42.0%	13 4.4%	2 0.7%	7 2.4%	295 100.0%

① 多様な保育サービスの提供

働く女性にとっての大きな問題は、妊娠・出産による就労継続への不安や負担増、保育園の確保の難しさが考えられる。意識調査では、女性の仕事継続の阻害要因としては、保育園や学童保育等の不備が、第1位となっている(図-1)。女性のみのデータを詳細に見ると、末子が乳幼児の世帯では保育園・学童保育の不備が、小学生では育児休業等に関しての上司や同僚などの無理解が7割を超え、そして、中学生以上では、看護・介護が5割を超え、上記の予想を支持している。

現在、武蔵野市では認可保育園の待機児童数は74名(平成20年4月の入所申請者のうち、無認可も含めてどこへも入所できなかった者の数)である。また、0・1歳児保育に関しては、4つの公立保育園で運用上の定員変更のため、0歳児の定員が3名減り1歳児が5名増え、総枠での定員増が行われているが0歳児に関してみれば、より困難な状況になったといわざるを得ず、求職中の育児をしている女性の数を考えるとまだまだ十分とはいえない。

なお、平成20年度中に認証保育所が新たに3か所、21年度に認可保育園が西久保に開設される。

② 安心して子どもを産み育てる環境づくり

a) 公的な費用負担 妊娠・出産への不安や第二子以降の出産意欲低下を防ぐための経済的サポートとして、厚生労働省では、妊婦検診の無料化が検討されているが、それに先立って妊婦健康診査の公費負担回数を増やすことの論議も必要であると考えられる。杉並区では14回、23区内の多くは12回の補助が受けられるが、武蔵野市では5回にすぎない。夫婦にとって産み、育てることがこれ以上負担になることは望ましくない。経済的サポートが心理的サポートにもつながり、少子化対策へとつながるものと考えられるので、重要な検討事項といえよう。

b) 病児・病後児保育 平成20年度の新規事業として病後児保育室「ラポール」を開設し委託費として年間800万円弱を計上したことにより、子どもの病気＝欠勤という状況の緩和が期待される。しかし、この点に関しては、病児保育に踏み込まない限り、大きな改善は望めないことも事実であり、「ラポール」の利用実績を見ながら早急に検討すべき課題のひとつとなる。また、同施設の運用に関しては、病児の体力なども勘案したアクセスへの配慮が必要で、「ラポール」の地理的な配

置も考えなければならない。病児保育にせよ病後児保育にせよ、いつも施設の利用が100%ではあり得ず、繁閑のギャップが激しいことも、この施策に関するネックであり、費用対効果の悪さを考える時、自治体の財政的支援が継続的に保障される必要がある⁹。

③ 地域を拠点とした“子育て”

核家族化が進む中、女性が一人で子育てをするのではなく、家族や地域の支えもなくてはならない。特に、女性の社会進出を促進するためにも、保育者確保のための支援は不可欠である。また、公的機関のみでなく、地域のもつ力を活かした、身近な預けあいへの支援とその情報の提供も必要である。コミュニティにおける子育て支援の仕組みとして、保育ママ制度*や、ファミリーサポート事業*があり、武蔵野市には、子育てを支援してほしい人（利用会員）と子育てを支援する人（協力会員）の相互理解と信頼のもとに、地域や家庭の子育てを支援する会員制の保育サービスを行う民間団体、特定非営利活動法人保育サービスひまわりママと特定非営利活動法人ワーカーズどんぐりがある。

ひまわりママの平成19年度登録者は587世帯（市

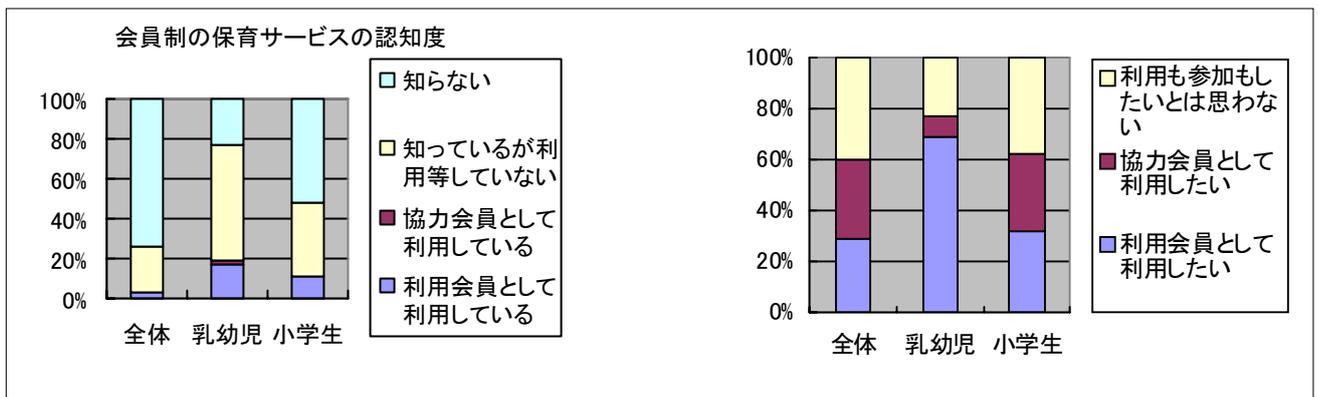
内登録世帯は447世帯）で延べ利用者数は8,206人である。武蔵野市の未就学児童のいる世帯4,792人、また、子育てを支援する協力会員数は181人であり、ひまわりママの利用会員は全体の9.3%となる。

図2は、意識調査による、その認知度と利用・参加意向であるが、利用者は、末子が、小学校入学前（以下「乳幼児」という）の世帯が17.5%、小学生が11.1%にすぎず、小学生以上では50%以上が認知していないことを示している。また、現在利用していない人の利用意向は、乳幼児世帯では52.2%、小学生世帯でも30.4%に達しており、その潜在的需要の大きさを示している。また、これらの層の、協力参加意向も23.8%（全体）と小さくない。

● 提言

- ◇保育園待機児童を解消する。
- ◇子育て支援のための保育サービスを行うひまわりママ等の活動について広報活動を強化する。
- ◇地域での子育てに協力意向のある人々の受け皿となるファミリーサポートセンターなどの団体を育成する。
- ◇妊産婦の健康維持のための公的支出を拡大する。
- ◇病後児保育から病児保育への展開を図る。

図2 男女別 保育サービスの認知と利用意向



＜用語解説＞ 家庭福祉員（保育ママ）：保育士、看護師等の資格を有し、保育についての技能及び経験を有する者が、自宅のスペースを用いて保育を必要とする3歳児未満の乳幼児の保育を行う制度。
ファミリーサポート事業：地域において育児（や介護）の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児（や介護）について助け合う会員組織による事業。

2) 介護する家族への支援

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みである。しかし、現時点では制度上未完な部分もあり、また当事者達の意識によって、一般的に家族とりわけ女性（嫁、妻）が介護の担い手として大きな負担を負っているのが実情である。平成19年度国民生活基礎調査によると、主な介護者と要介護者との続き柄は、同居の家族の場合が60.6%、別居の家族が10.7%、事業者12.0%で、同居している主な介護者を性別で見ると、女性71.9%、男性28.1%となっている。

以下、その負担を軽減するために有効と思われる支援策を提言する。

① 相談窓口の機能向上と周知

多くの場合、介護が必要になるまでは、介護サービスを受けるための手続き等について十分な知識をもっていない。

意識調査においても、「家族の介護で不安なこと」という質問に対して、「介護に必要な知識が少ない」（全体の）13.3%、「介護サービスについての情報が少ない」14.9%という結果であった。そのような人々が駆け込む先は市役所の窓口（高齢者支援課）か在宅介護支援センターだが、まずそれらの窓口の存在を周知させなくてはならない。そして、窓口においては介護保険制度の一般的な説明や手続きの案内に

とどまらず、ケアマネジャーとの関わり方の重要性なども説明しておくことが重要である。

「介護サービスは、与えられるものではなく、利用者自らが選ぶものだ」ということを理解していないと、先々利用者が苦勞することになるので、入口となる窓口で十分に説明すべきである。また、実際に介護サービスを利用し始めてから、その内容に不満を感じた時など、担当のケアマネジャーとの関係を壊したくないために直接は言いづらいという利用者が多いという声も耳にする。

武蔵野市役所には、「サービス相談調整専門員」が4名おり、そういったクレームや相談に対応し、事業所への指導なども行っている。これは、他の自治体に比べて充実した体制であり、その存在をもっと利用者に広報すべきである。

② ケアマネジャーの質的向上

本人とその家族にとって最適な介護サービスを利用するためには、ケアプランを作成するケアマネジャーの力量が何よりも重要である。ケアマネジャーは、i) 本人にとってどのようなケアが必要かを見定め、ii) その家庭の状況（家族構成員それぞれの役割や位置・立場）を洞察しなければならない。訪問介護と通所介護のどちらが本人や家族にとっていいのか、介護度に応じた利用限度額の中で家族が負担せずに事業者任せのケアなどについて、本人や家族との面談を通して正しく把握し、プランを作成しなくてはならない。また、介護保険制度外のサービスについては、市の「日常生活支援サービス」を紹介し、利用を薦めるといった幅広い知識と視野も備えていることが期待される。

武蔵野市では、平成14年11月にケアマネジャー研修センターを設置するなどケアマネジャーの育成のために、様々な研修を実施している。中でも「地区別ケース検討会」は月1回開催され、市内で活動しているケアマネジャーが参加している。そこでは事例検討やドクターによる症例検討などを通して幅広い知識の習得や視野の拡大を図っているため、その継続とともに次の③にあげる役割も果たせるケアマ

ネジャーを育成することが望まれる。

③ 家族に新たな視点を

介護は女性が担うものだ、という固定観念に縛られ押しつぶされそうになっている嫁、妻、娘をその呪縛から解放し、「専門家に任せていいんだ」と理解させる必要がある。また、他の家族にも介護を分担して、「みんなで見ていく」という体制を作ることも必要である。

意識調査において家族の介護の経験を問うと、女性36.6%、男性33.7%で大きな違いはない。しかし、「男性が介護に参加するために必要なこと」という問いに対しては、「介護参加を妨げる社会通念を変える」と回答した女性が59.1%もいる。女性はまた「家族間での介護についての話し合い」を望み、「男性の参加意識の向上」を求めている。男性の介護休暇や短時間勤務制度など、企業の意識と制度整備はもちろん重要な課題だが、現状の勤務体制においても男性はもっと介護に関わるべき、関わられるはず、そういったことを家族と話し合いたい、と思っている女性が多くいることがうかがわれる。男性の中には自身の意識、また社内の風潮によって、そういった制度があるにも関わらず、利用していない者も相当数いると推測される。

そのような子どもや孫も含む男性の意識を変え、さらに、介護を抱え込んでいる女性の意識も変えていくことは、非常に難しいことであるが、期限ごとのケアプラン見直しの面談を重ねる中で、新しい視点、発想の転換につながる提案をすることをケアマネジャーに期待したい。

また、何よりも面談に男性陣の同席を求めるべきである。意識調査のなかで、「男性のための介護講座の充実」を希望する男性が15.8%もいたが、講座に足を運ぶまでもなく、ケアマネジャーから指導を受けることもできるのである。

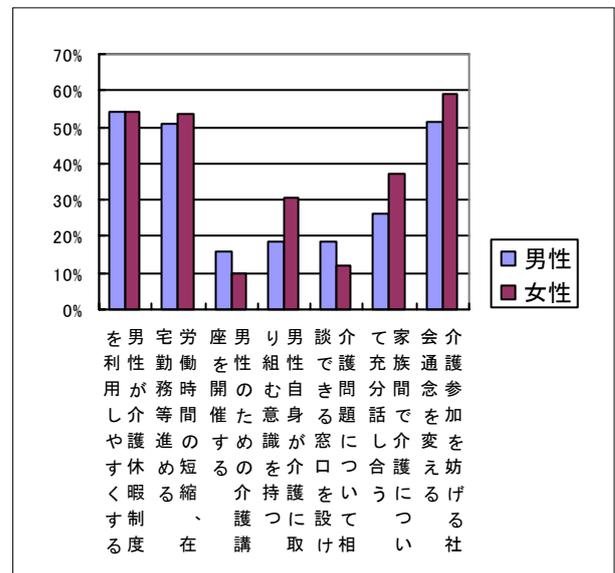
②で触れたように、その家庭にしみついた意識を一度に変えることはできないが、身近なところから少しずつ変えていく努力を続けてほしい。

④ 地域でのサポート

意識調査の中で、「社会参加」について質問したところ、今後力点をおきたい活動として「高齢者等のためのボランティア活動」をあげた人が、1位から3位まで合計すると106名もいた。これは、回答者の19%を占めており、このマンパワーを有効に活かすための仕組みづくりはぜひ行わなければならない。

現在は「ボランティアセンター武蔵野」が窓口になって、ボランティアの募集と派遣を行っている。今後は、介護保険等でまかなえない部分を補うため

図3 性別 男性が介護に参加するために必要なこと



のインフォーマルなサービスとしてのボランティア活用をさらに促進していくべきである。そのためには、利用者のニーズに合う内容のボランティア活動（養成）の実施が必要である。

● 提言

◇地域でのサポート（ボランティア活動）の利用促進のために、ケアマネジャーとボランティアセンターとのさらなる連携を図る。

◇視野の広いケアマネジャーの育成のために様々な研修を充実する。

◇「サービス相談調整専門員」の広報を促進する。

3) 男性の育児・介護への参加

意識調査によると、男性が家事にあまり参加していない理由として、勤務時間が長く家にいる時間が少ない(62.8%)、仕事が忙しく疲れるから(40.5%)、家事は女性の仕事であると考えているから(40.3%)、子どもの時から家事をしつけられてないから(37.4%)などが上位を占めている。

また、父親が子育てにもっと関わるためには、何が有効だと思うかという問に対する、子育て世代である20歳代および30歳代では「職場で父親が育児休業・育児時間を積極的に取得できるような制度を導入する」、「社会全般に父親が子育てに関わるのはあたりまえという風潮をつくる」など、社会全体の問題として捉えるものが多く、同時に、企業への期待感の強さ・視線の厳しさもうかがわせている。その年代について男女別にみると、女性では、「社会全般に父親が子育てに関わるのはあたりまえという風潮をつくる」が70%を超えているのが特徴的である。

仕事と生活に対する心理的充足感に支えられた極めて健全な社会を実現するためにも、男性が家事・育児へなかなか参加できず、一方、女性は社会で十分能力を発揮できないでいる現状を改善することは極めて重要といえよう。

男性には、「自分も一緒に家事・育児を楽しもう」という気持ちで、常に2人で協力しあう意識と行動が必要である。また女性には、家事・育児は「完璧でなくともよい」との意識転換が必要となる。パートナーと2人で絶えず話し合い、協力し合い、協働することが欠かせない。女性のライフキャリア形成と労働力率向上、さらには出生率向上の観点からも、様々な環境が許すのであれば、育児をしながらも仕事を中断することなく継続することが望ましいといえる。

内閣府の調査(2008)によると、約60%の男性が「ワーク・ライフ・バランスの名前や内容も知らない」という現実がある。2005年の内閣府の調査によれば、男性の1日の家事・育児時間は、15分未満が40.4%、15～30分未満が21.9%、30～60分未満が16.1%とな

っており、とても十分とはいえない。ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画という規範意識を醸成するうえで、男性の家事・育児への参加は必須のものである。女性のために男性が手伝うのではなく、自ら主体性をもって家事・育児に参加することは、男性自身のためになる。また、男性が自分の身の回りのことができるよう自立支援をし、自然に家事・育児に参加できるようになることは、家族全体の幸せにつながるものと考えられる。

● 提言

◇ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発セミナーを開催する。

◇男性の育児・介護への参加のためのワークショップを開催する。

(2) 女性の就労とチャレンジ支援

少子化の進展や急速な高齢化に伴う労働人口の減少、さらには労働者の価値観やライフスタイルの多様化などにより、わが国の雇用環境は大きく変化している。このような変化に対応し、活力ある社会を築いていくためには、男女が共に家庭生活との調和を図りながら、充実した職業生活を送ることができる環境の整備が必要である。

女性の就業に関しては、結婚、出産、育児、介護などのライフステージごとの生活課題との調整の上に成り立ってきた。なかでも、育児は仕事との両立が難しいライフイベントである。日本においては今日でも多くの女性が出産・育児を契機に退職する一方で、仕事を継続しようとする女性の未婚化・晩婚化が進んでいる。多くの勤労女性が、出産・育児か勤務継続かという二者択一を迫られているのが現状である。

また、女性が子育てが一段落したあとで再就職しようとしても現実の壁は厚い。能力の高い女性ほどそのように感じている。これを脱却するためには「仕事も育児も」という選択肢を一般化する必要がある。そのために、仕事と育児と両立できる雇用環

境や職場環境の整備は当然のこととして、地域社会での保育施設の充実や育児支援などが急務の課題となっている。

女性の「出産・育児・就業」に関しては、以下の3つのパターンが考えられる。

- A. 育児休暇後に職場復帰をして仕事を継続する
- B. 出産によって離職し、子育て後に再就職する
- C. 出産によって離職し、子育て後に起業する

1) 国の法制と企業の制度整備

女性が働きやすい労働環境の整備、キャリア形成が可能な環境づくりに向け、国、企業、自治体は、様々な施策を打ち出しはじめている。

法制の面から見れば、育児・介護休業法は、3歳未満の子を養育する労働者を対象に、短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時間の変更、所定外労働の免除、託児施設の設置運営のうちいずれかの措置を講ずることとしている。

企業の人事制度の整備の面から見ると、フレックスタイムは64%、育児短時間勤務制度は59%、生活を配慮した配置転換は51%の企業がすでに導入しているが、再雇用制度は28%、在宅勤務制度においてはわずか8%の企業しか導入していないのが現状である⁶。人事制度面ではまだ十分とはいえないまでも、一部の先進企業をモデルとして、後で見るファミリー・フレンドリーも含め、ようやく仕事と育児の両立支援施策が整備されはじめてきている。

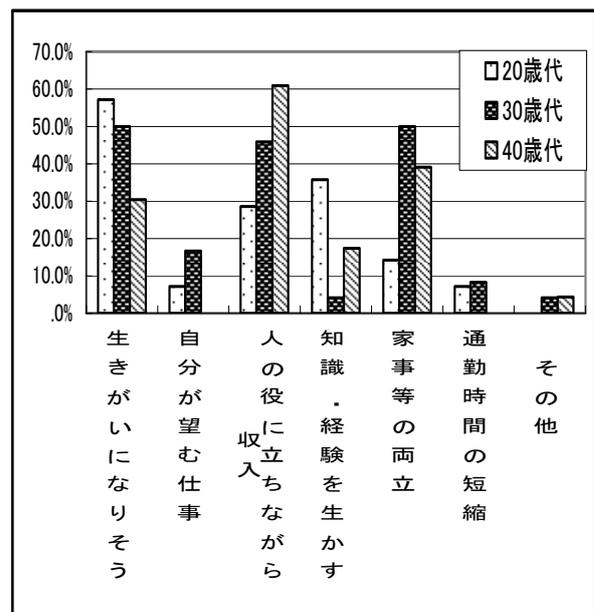
2) 起業支援

仕事と育児との両立の困難さから退職せざるをえなかった女性たちが、再度働く場合、被雇用ではなく、自らが起業することも考えられる。総務省の就業構造基本調査(2002)によれば、女性起業希望者は、30~34歳で87%、35~39歳の女性の80%が自営業を希望している。その一方で、営利目的だけでなく、個人の能力の発揮などの生きがい感の充足や社会参加・貢献、営利追及の前段としてのキャリアアップのためにNPO法人の立ち上げを模索する人たちもいる。

意識調査では、「自ら収入を得る企業活動を地域でしたいか」という問い、「専門家の助言・手助けがあればやってみたい」13.4%、「公的機関の指導や助言などがあればやってみたい」8.2%、「積極的にやってみたい」7.1と答えており、起業への意欲がある人は、すでにやっている人も含めて4割近くに達している。

女性の20歳代、30歳代、40歳代に絞り見ていくと、全体に比して「専門家の助言・手助けがあればやってみたい」19.5%、「公的機関の指導や助言などあればやってみたい」11.3%などが多いのが、顕著な傾向といえよう。職業別では、統計的に有意な差異を見出せないが、パートタイマーで「積極的にやってみたい」13.6%が多く、全体の約2.5倍である。パートタイマーを、他の相対的に回答者の多い専門職・自由業、事務系従業者、専業主婦と比較すると、専門家の支援や公的機関の指導や助言への期待が低く、他者への依存傾向が低いように思える。年代別に見ていくと特に目に付くのは、「すでに起業をやっている」が年齢の上昇と並行して増えることや、若年者で「専門家の助言・手助けがあればやってみたい」が多い傾向にある。

図4 女性が地域で起業したい理由



ここで重要なことは、様々な支援（指導・助言・金銭的な支援）があればやりたいということであり、そこに徳島市商工労政課の「AWAおんなあきんど塾」*や広島市中小企業支援センターの「女性企業家サポート事業」のようなメンター的なボランティア（起業を望む人への助言などを行う）の活動の余地が大きい。

起業したい理由（二つ選択）についてみると、「人の役に立ち、収入が得られる」43.1%、「生きがいになりそう」38.8%、「家事・育児・介護等がしやすい」21.3%、「知識・経験を十分生かせる」19.7%の順になっている。ここでも、女性の20歳代、30歳代、40歳代に絞り検討した。全体的には、全サンプルと大きな差異は見られないが、「家事・育児・介護等がしやすい」が全サンプルに比して16%高い点が特徴的であり、家事が女性の意識の上で、大きな役割を演じていることが分かる。年代別に見ると、40歳代は家事との両立や他者の役に立ちながらという他者志向の傾向が強く、20歳代は、生きがいや、知識・経験の活用など、関心の高さを示している。これらの結果は、次で見るように、この層に対する何らかの起業支援策やNPOなどの市民活動団体への積極的な参加支援策が求められていることを示しているといえよう。

＜用語解説＞「AWAおんなあきんど塾」：起・企業家を支援していく『メンター』の存在を身近なものにするなど、徳島のまち全体で女性起・企業家を育てる風土づくりに取り組む活動の核となっている機関。“女性起業家が育つまちへ”ということで、女性の起業意識拡大のためのシンポジウム・女性起業家育成セミナー・ビジネスメッセなどの開催や、機関誌発行を行う。

（「AWAおんなあきんど塾」ホームページから編集）

● 提言

出産によって離職し、子育て後に再就職する女性

のために、下記事業を開催する。

◇再就職支援セミナー

（再就職準備、労働市場、就職活動の実際、情報の集め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接での自己PR法、資格取得とスキルアップなど）

◇キャリアデザインセミナー

◇ライフキャリアカウンセリング

また、出産によって離職し、子育て後に起業する女性のためには、以下の3点を提案したい。

◇様々な市民活動団体の情報提供

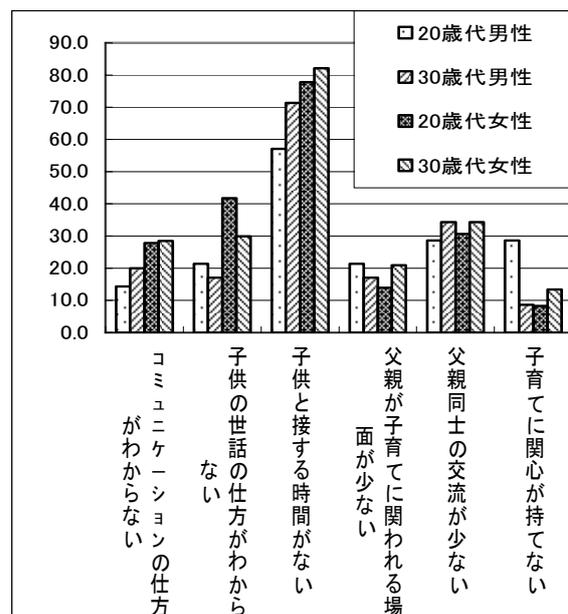
◇起業相談コーナーの開設

◇インキュベーションセンター（事業を志す人に、事業開始から成長へ向けて種々の支援を行う施設）の創設

（3）男性の地域参加の促進

ここでは男性の育児参加促進の方策として、地域活動への参加を通じた育児を考えてみたい。働く男性の場合、長時間労働ゆえに育児や家事への参加機会が物理的にない場合も多いことは、意識調査の結果だけでなく総務省や厚生労働省の統計で如実に示されている。しかし、その一方で、時間的ゆとりはあるのに、もしくは時間を作り出せるのに子育てに関与しない男性も少なくない。

図5 父親が子育てに参加しない理由



後者に関しては、女性の仕事と決め付けている人が多いことや、育児のしかた、とりわけ乳幼児の扱い方が分からない、また、子どもとの交流のきっかけが見出せないなどを理由としているものも少なくない。

1) 各種講座や「まなこ」などを通じた情報提供・啓発活動の強化

武蔵野市は、後で見るように、男女共同参画に関する情報誌「まなこ」（年4回発行。市役所、市政センター、図書館、各コミュニティセンター、市内の医療機関、美美容院、大型店舗、金融機関、公衆浴場などで配布）を発行し、男女共同参画に関する活動についても広報している。同誌は、市民に委託した編集（編集委員は女性だけ）であり、レポーターに男性も起用するなど、女性向けのという色彩を緩めつつある。

男女共同参画に関する意識調査の結果では、女性のほうが認知率が高く、また、年齢と共に認知率が高まることを示している。内容まで知っているのは全体の7分の1弱（男性では12分の1）であり、男女とも過半数は知らないことを示し、特に、20歳代では、内容まで知っている人がほとんどいないことを示している。

● 提言

◇様々な講座や活動の広報には、「まなこ」だけでは不十分であり、市報や市のHPなどとの連携を模索する。また、男性が接触しやすい鉄道の駅周辺での配布も視野に検討する。

2) 地域活動への参加機会や場の提供

父親と子どもの接点作りのひとつとして、親子で参加する公的・非公的な地域活動をあげることができる。その中には、コミュニティの神社などの祭りのようなものもあれば、子ども会活動や地域社協の催し物、そして、より積極的に自治体が父親と子どもの接点作り（例えば、親子で遊ぼう・・・教室）をしようとするものもある。

武蔵野市の父親が子育てに参加する準備セミナー

や啓発活動を見ると、市子ども家庭課が主催するミニミニジャンボリー（野外体験で父親の参加が多い）、フォトコンテスト、コミセン親子ひろば、また0123吉祥寺・はらっぱでは、つどい事業（講座等を行うもの）やひろば事業などを行っている。ひろば事業に関しては、土・日曜日開館で父親と子どもの姿をよく見ることができ、平日でも1～2組は見かけるとのことである。また、年齢別の、0歳ひろば、1歳ひろば、2～3歳の各ひろばで年2～3回お父さんだけの日を設けて実施し、そのうち1回は講師によるセミナーを実施している。また、0123はらっぱでは、過去に「お父さんのためのパワーアップ講座」（親子遊び・子育てについてのディスカッション）を開催した（平成18年度：参加者29組）。なお、父親の子育て参加のプログラムは意識して増やしているとのことである。

しかし、これらの事業は、拠点になる2施設の位置ゆえに、西部地域（境・境南町・桜堤）の利用者は著しく少ない。また、市内の未就学児童をもつ世帯数が、世帯主が20歳から49歳の世帯では4,576に上るのに対して、この利用状況は、決して高いとはいえない。この種の活動の広報と周知の必要性を示すものもいえよう。

● 提言

◇父親が子どもと接する機会を作る事業に関して、早急に、乳幼児や未就学児童を抱えた家庭内において、それらの広報・周知も含めて十分か否かを夫婦両方を対象に調査を実施する。

◇西部地域への0123活動拠点の設置を行う。

(4) 企業の地域貢献の推進

企業が男女共同参画社会に向けて社会貢献していく方向は、基本的には男女ともにワーク・ライフ・バランスを十全に達成できるようにするための施策と運営を行うということに尽きる。そのためには、働く人々が労働基準法にある最低限の生活を行うに値する労働時間（上限週40時間）を遵守することや、

ファミリー・フレンドリー（仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組。以下「FF」という。）を志向し、働く女性が出産・育児をしてもなお、十分に職業的キャリアを継続していくことが可能となるよう支援していく必要がある。

1) 地域企業に対する啓発と取組みへの働きかけ

企業に子育て支援を中心としたワーク・ライフ・バランス施策の充実を促すためには、そのような取組に熱心な企業に対して、自治体が入札時のポイントに加算する（会津若松市、上田市、上越市、広島市など）、融資に配慮する（新宿区、横浜市など）、育児休業基本給付金の上乗せ助成や育児介護休業者の職場復帰に向けた支援活動を行う企業に奨励金を出す（千代田区）など、企業と自治体との間で、かなり経済的に強い刺激を与える例が見られる。また、啓発活動への資金援助・コンサルタント派遣などの例や、キャンペーン週間を設定し、企業に対して定時退社や早めの退社を呼びかける（埼玉県）等の試みも行われている。武蔵野市では、行政による企業へのそのような働きかけは今のところない。

2) ファミリー・フレンドリー企業の表彰と評価制度

厚生労働省では、平成11年度から「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施しており（平成19年度からは、「均等推進企業表彰」と統合し、「均等・両立推進企業表彰」として実施）、女性が働き続け

やすい優れた職場づくりへの取組や成果を評価し広く国民に周知している。

自治体レベルでも、子育て支援企業表彰（高松市、名古屋市等）や男女共同参画推進事業者表彰（郡山市、会津若松市等）などの企業表彰の事例がある。いずれも、優良企業を表彰するとともに、事業所の積極的な取組を市民に周知することを通じて、市民意識の高揚を図ることを目的としている。

1) 2) ではないずれも、企業と行政の関係がメインであり、市民が直接、ワーク・ライフ・バランス施策の実施状況やFF企業であるか否かチェックしているわけではない。企業にとって最終的な顧客である市民の声を無視することはできない。今後は、市民がワーク・ライフ・バランス施策の実施状況やFF企業であるか否かというフィルターを通して、その企業をいかに評価するかを明示する必要がある。

● 提言

◇今後3年間の目標として、1) 企業のこれらの施策に市民がどのように関心をもち、2) 勤務先の選択の際に考慮するか、3) それら施策への取組みが熱心な企業の製品やサービスを積極的に購入したいかなどを、実証的に把握し、4) その結果を企業に広く広報（フィードバック）する。

◇企業の実際の取組を市民に積極的に紹介するだけでなく、それら企業への勤務者や利用者の声を基にした企業評価や表彰・広報制度などを検討し、部分的にせよパイロットプランを動かす。

出典・引用文献

1. 労働政策研究・研修機構 2006 女性の仕事と家庭生活に関する研究調査
2. UFJ総合研究所 内閣府委託 2008 ワーク・ライフ・バランス調査報告書
3. 内閣府 2008 仕事と生活の調和に関する特別世論調査報告書
4. 内閣府 2006 男女共同参画白書
5. 総務省 2006 労働力調査報告書

6. UFJ 総合研究所 内閣府委託 2005 わが国の労働市場における各種制約と再就業に与える影響に関する調査研究報告書
7. 武蔵野市 平成20年 男女共同参画に関する意識調査報告書
8. 総務省 2002 就業構造基本調査
9. 馬場房子・小野公一 [共著] 「働く女性」のライフイベント ゆまに書房 2007年 3-6章

2. 基本目標Ⅱ 男女が互いの性と人権を尊重し、心身ともに健康で自立した生き方を選択できるシステムをつくる（女性の人権と自立意識の確立）

格差が広がる中、低所得者層の増大など社会の不平等化が深刻な社会問題を生んでいる。調査によると、母子家庭の年収は平均212万円で、父子家庭の54%にしか及ばず、一般世帯との比較に及んでは36%と厳しい状況にある（厚生労働省「全国母子世帯等調査」平成15年）。一方、高齢、障がい、民族の違い、学歴、収入の多寡等による差別や困難を抱えて孤立している家庭においても、自らが様々な行政施策や民間サービスを選択し、使いこなしているとは言い難く、孤立に一層拍車がかかっている。本人や家族が誰かに相談をすれば、そこから支援の輪が広がるような地域社会を目指すために、相談体制を点検、整備することは重要な課題であるといえよう。

この項では、人権尊重の観点から、女性のエンパワーメント（力をつけること）を支援するための相談体制の整備、及び男女が生涯を通じて健康で自立した生き方を選択できる健康管理システムの確立に向けて提言する。

（1）女性の人権を守る相談体制の強化

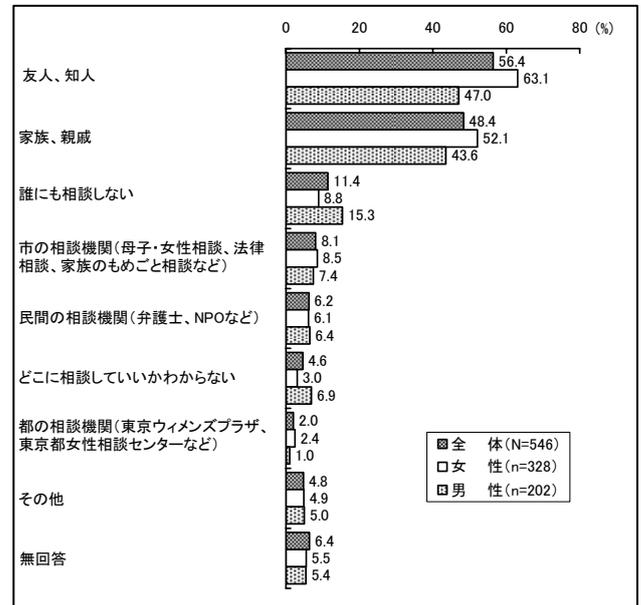
1) 各種相談事業の整備と総合相談体制の整備

女性が人生を送るにあたっては、結婚、仕事、家庭生活、家計、出産、子ども、健康、介護、地域生活など様々な局面で様々な悩みを抱えることが少なくない。

意識調査の結果（問21）によると、問題を抱えたときの相談先としては、「友人、知人」が63.1%、「家族、親戚」が52.1%と圧倒的に多く、他方、市の相談機関というのは8.5%であり、民間の相談機関及び都の相談機関をあわせると17%でしかない。自分の問題を相談機関とはいえ、見ず知らずの人に相談するには、よほど問題が深刻化しない限り難しいと思われる。

意識調査では、「誰にも相談しない」が8.8%

図1 意識調査 問21 家庭や夫婦関係、生き方などの相談先



「どこに相談していいかわからない」が3.0%とあるように、「友人、知人」や「家族、親戚」にさえ相談しないという回答も見られる。

ところで、相談者が相談に求める理由には、次の3つの類型と考えられる。

- ①単に自分の悩みを一方向的に聞いてもらいたい。
- ②悩みの内容について他人の意見を聞きたい。
- ③悩みに対処するためのアドバイスを受けたい。

①、②の類型の場合には、「友人、知人」や「家族、親戚」によってもその相談ニーズは十分に満たされるが、③の類型の場合には、「友人、知人」や「家族、親戚」が必ずしも必要な知識経験に基づいた的確なアドバイスをすることができるとは限らない。

一方、市の相談事業として様々な窓口が設けられているが、自分の現状に合った相談事業（窓口）を探す場合の糸口も非常に分かりにくいのが現状である。市ホームページにおいて、キーワード「相談」で検索すると、最上位に表示されるのは「1.

表1 市HPで「相談」と検索した結果

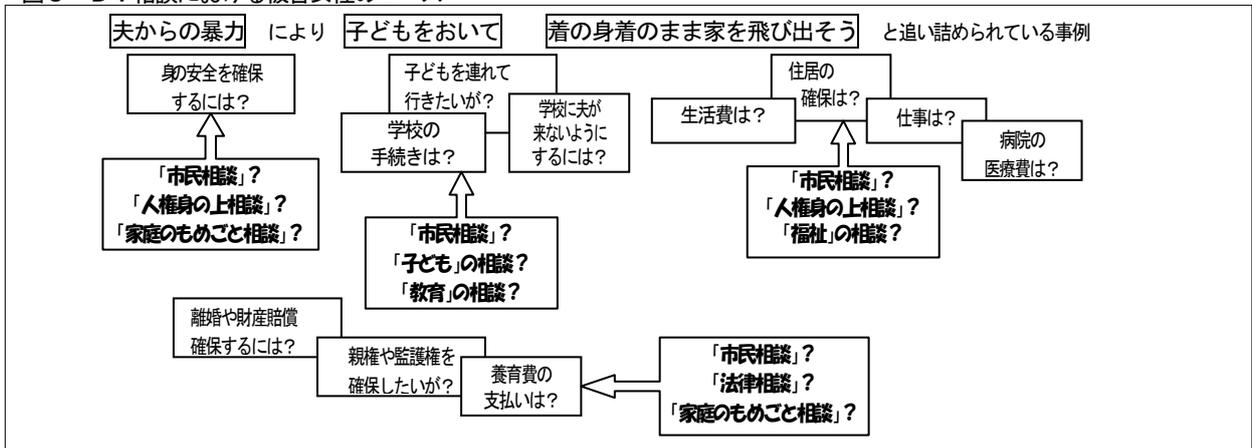
<ul style="list-style-type: none"> その他 <ul style="list-style-type: none"> 結婚相談 花と緑の相談 ボランティア相談 外国人多言語相談 外国人・専門家相談 野外活動 ・市民相談 ・法律相談 ・障害者法律相談（身体に障害のある方のための法律相談） ・人権身の上相談 ・行政相談 ・交通事故相談 ・年金・社会保険・労務相談 ・税務相談 ・家庭のもめごと相談 ・子ども ・教育についての相談 ・福祉 ・公益通報者保護制度について ・ひきこもり相談 ・こころの健康相談 	(平成20年9月4日検索)
---	---------------

図2 武蔵野市報抜粋(平成20年10月1日号)

相談名	日時	場所	問い合わせ
市民相談	毎週月～金 9時～5時	市民協働推進課	☎60-1921(予約専用)
法律相談	毎週月・水・金 10時～4時	市民協働推進課	☎60-1829
人権身の上相談	9日(木) 1時～4時	保健センター	
行政相談	9日(木) 1時～4時	保健センター	
交通事故相談	2日・16日(木) 1時～4時	保健センター	
年金・社会保険・労務相談	20日・27日(月) 1時30分～4時30分	保健センター	
税務相談	毎週水曜 1時30分～4時30分	保健センター	
家庭のもめごと相談	28日(火) 1時10分～4時10分	保健センター	
健康な中でも相談・妊婦相談	毎週月～金 9時～11時30分	保健センター	
2～8カ月	3日(金)	保健センター	
9～17カ月	10日(金)	保健センター	
育児相談	18カ月～2歳未満	保健センター	
相談	2～6歳児	保健センター	
2カ月～1歳未満	なし	市民会館	
保健健康相談	8日(水)	公会堂	
食生活健康相談	22日(水)	保健センター	
歯科健康相談	なし	保健センター	
くすりの相談	随時	市内薬剤師会会員薬局	
「ひきこもり」相談	毎週月～金 10時～5時	ウィッシュプロジェクト	☎54-8188
来所	毎週水曜 1時～3時	市民こころの健康相談室	☎55-6003
こころの健康相談	電話	市民こころの健康相談室	☎55-6003
法律相談	21日(火)	市民協働推進課	☎60-1921
医療相談	随時	障害者福祉 障害者福祉	

市の相談 武蔵野市で、これをクリックすると次のような結果となる。市報にも市の相談窓口の一

図3 DV相談における被害女性のニーズ



覧があるが、こちらもホームページと同様の内容となっている。このような現状の中、ある女性が適切に自らに必要な相談窓口を選択することができるであろうか。

例えばDV（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）相談のケースを考えてみよう。個々の状況によって多岐にわたる相談ニーズが想定されるが、ここでは、夫から暴力を受け、着の身着のまま子どもをおいて家を飛び出そうと追いつめられている事例における被害者女性の相談ニーズを図式化してみた（図3）。

夫が逆上して見つかったら何をされるか分からない、すでに何度も生命に危険を感じるような暴力を受けているような場合、第一に**生命身体**の安全についての相談が必要である。

次に、**当面の生活基盤**についての相談が必要となる。住む場所の確保、生活費のこと、仕事のこと、病院の医療費のことなどが挙げられよう。次に、子どもについての相談が必要となる。

子どもを連れてきたいが一緒に生活できるのか、学校の手続きはどうすればいいのか、学校に夫が来たらどうすればいいのか、等々。

また、**法的な対応**についての相談が必要となる。夫が近寄らないようにしたい、離婚したい、夫から財産的な賠償を受けたい、親権・監護権を確保したい、養育費を支払ってもらいたい、等々。

このような相談ニーズに対して、市には、「市民

相談」、「人権身の上相談」、「家庭のもめごと相談」など様々な窓口が設けられているものの、一体どの窓口が自分の相談に対応してくれるのかが非常に分かりにくい。自らの悩みを見ず知らずの第三者に相談するというのは、大変勇気がいることであるのに、「自分の相談がその窓口で受け付けてもらえなかったらどうしよう」という心理的負担を与えかねない現状は決して好ましいものではない。

● 提言

◇現在の相談事業のラインナップを精査し、市民に分かりやすいものとするために窓口の数及び名称の整理をすべきである。特に、DVに関しては、DVホットラインなどの分かりやすい形で示す。

◇どこに相談したらよいか分からない女性のための総合相談窓口を設置し、相談者を適切な窓口へ誘導する人材を配置することが必要である。

◇インターネットや広報その他の媒体による相談窓口の周知化を図る。

2) コーディネート機能の充実

例えば、DV事案でよく見受けられる、夫から暴力を受け、着の身着のまま、子どもをおいて家を飛び出そうと追いつめられている事例の場合、まず第一的な相談窓口というのは警察（生活安全課）である。女性のための総合相談窓口はこのような被害者が相談をしてきた場合には、その受付窓口は、まず婦人相談員のいる相談窓口とその事案をつないで、すぐに警察と連携をとらなければならない。

また、緊急に弁護士介入が必要な場合には、通常の法律相談を予約するのではなく、すぐに弁護士会ないしは弁護士事務所に連絡して、相談が受けられるような体制を構築しておく必要がある。

なお、市役所内部においても、当座の生活場所（シェルター等）、生活保護、医療、子どもの学校、社会保険等について各担当との連携が必要となる

が、この内部の調整については、担当者によると極めて上手く連携がとれているとのことである。より一層の充実が求められる。

● 提言

◇現在の市役所内の相談事業のみでは、問題の解決が難しい場合に外部の機関と連携して問題解決にあたることできるように、日頃からネットワークを構築する。

◇いざというときに相互に連携することができるような処理スキームを確立しておく。

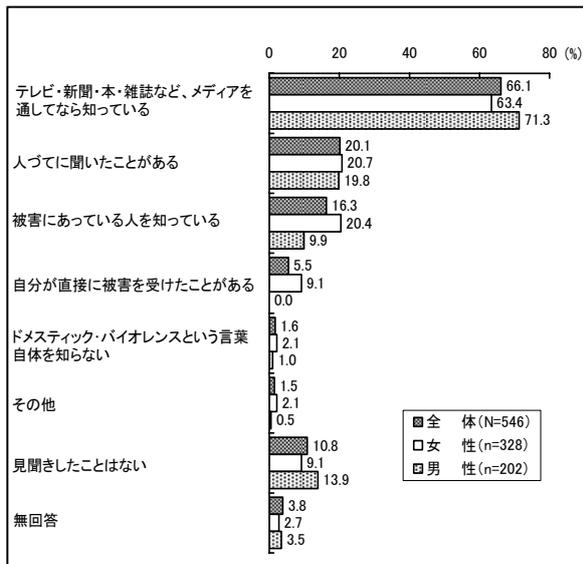
(2) あらゆる暴力の防止（DV対策など）

1) 被害者支援の体制確立

警視庁に寄せられたDVに関する相談件数は平成14年度の904件から平成18年は1,873件と倍増している。また、内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成17年）によると、結婚歴がある人のうち「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のDV行為を何回も受けたことのある女性は10.6%（男性では2.6%）、それらの行為を一度でも受けたことのある女性は33.2%、3人に1人が被害者というデータが示されている。

今回の意識調査（問20）では「自分が被害を受けたことがある」と答えた女性が9.1%、さらに「被害に遭っている人を知っている」と答えた20.4%を含めると、30%近い女性がDVを他人事ではないと捉えている。また、市には年間40件前後のDV相談が入っており、深刻な事態を受けて、平成19年度は相談員1名増、20年度から新たに係長職を配置して対応している。一方、平成13年に制定された配偶者暴力防止法（DV防止法）*は、平成19年の改正により、基本計画の策定および配偶者暴力相談支援センターの機能遂行を市町村の努力義務として明記した。こうした背景を踏まえ、市民の安心・安全を保障する体制を確立し、市民に明示することが急務である。

図4 意識調査 問20 配偶者間での暴力について聞きした経験



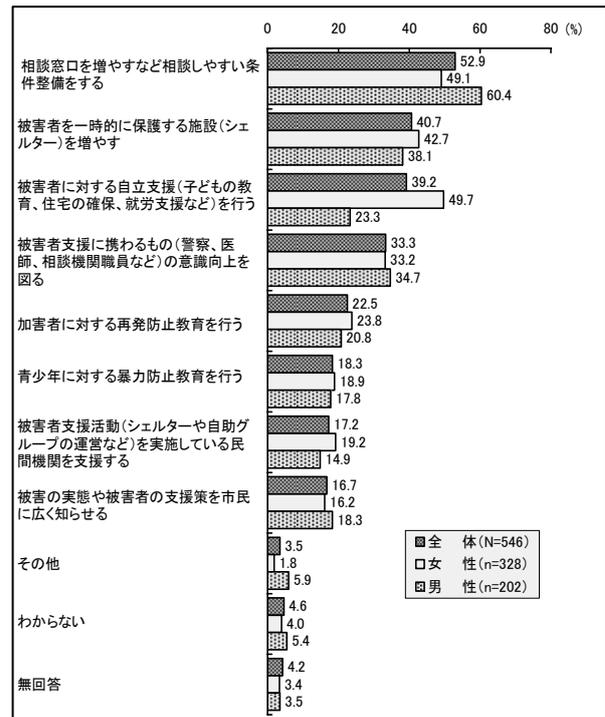
〈用語解説〉「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」：平成13年制定：都道府県に「配偶者暴力相談支援センター」設置。「保護命令」で被害者の保護。3年ごとの見直し。平成19年改定：生命、身体に対する脅迫を受けた場合も保護命令申し立てが可能。接近禁止令と併せて「面会の要求」「無言や連続しての電話、メール」などの禁止命令や被害者の親族に対しても接近禁止令の発令可能。都道府県にのみ義務付けだった基本計画策定および適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能遂行が市町村の努力義務となる。

(1)で述べたように、市報や市ホームページでは各種市民相談の窓口が一覧で示されているが、今後は「DV相談」窓口を明記し、緊急の場合や相談することに不安を覚えている被害者に対し、速やかに対応できることを知らせる必要がある。

意識調査（問22）において「暴力の対策に必要な市の事業」として、最も多かったのは「相談窓口増設など相談しやすい条件整備」（59.2%）であり、夜間や休日の対応、相談しやすい場所や方法など早急に整備していく必要がある。また、同調査では、女性回答者の49.7%が「被害者に対する自立支援」を望んでおり、生活や育児の不安を解決していく仕組みについて、分かりやすい情報提

供がなされなければならない。また、従来から配布されているパンフレット、リーフレット等が活用されやすい内容か、市民の手に取りやすい状況にあるか等精査し、より効果的な方法をとることが必要である。

図5 意識調査 問22 配偶者間での暴力の対策や防止のために必要な事業



緊急保護を求めてきた被害者や子どもに対して、関係機関は連携して迅速かつ専門的な対応を行う一方、加害者の追及や迫害を許さない危機管理など組織的対応が重要となる。担当者の熱意や経験、異動などで支援が左右されることなく、支援者の安全も確保されるよう、常に協力体制がスムーズにとれるネットワークシステムの確立が望まれる。

DVは複雑な問題が絡み合って発生するため、経験や前例にのっとっただけの画一的な対応では解決が困難である。状況を冷静に判断し、被害者の意思を尊重した上で、ネットワークを活用した適切な支援を行う手引きとしてマニュアルが重要になる。マニュアルは、適宜更新され、先述したネットワーク機関間の研修、情報交換でも活用されることが望まれる。

意識調査（問22）では、回答者の3割以上が「被害者支援に携わる者の意識の向上」が必要と答えている。長い間、支配と服従の関係に置かれ、経済力もない被害者に対して「あなたにも非があったのでは」「どうしてもっと早く逃げなかったのか」等の言葉は二次的被害を生じさせることとなる。さらに子どもへの心理的ケア、加害者の更生など、DV被害者支援には専門的な知識が必要となる。直接の担当だけでなく、組織全体で国や都、民間団体等の研修に積極的に参加し、支援に還元する姿勢が求められる。

● 提言

- ◇市民に対して分かりやすい支援を示す。
- ◇支援に関わる機関のネットワークを構築する。
- ◇関係機関が共通認識と理解をもって対応できるよう、簡潔なマニュアルを作成し、有効に活用する。
- ◇被害者の人権を尊重した支援を行なうため、支援者の質の向上を高める。

2) 暴力防止の意識啓発

男女を問わず、強者が弱者に対して振るう暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害である。暴力対策の基本は、ひとりひとりの尊厳が守られる健全な社会を創造することで、そのためには、暴力行為そのものを正しく認識し、暴力が起こる構造を理解することから始めなければならない。意識調査（問19）によると、「交友関係を細かく監視する」「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う「何を言っても無視する」行為を「暴力にはあたらない」と回答した人の割合は、先に実施された内閣府（前掲）やインターネット都政モニターアンケート「配偶者暴力」（平成20年3月）より低い結果であり、看過できないと捉えている市民の意識が伺われる。しかしながら、これらの行為を「どんな場合も暴力にあたると思

表2 「どんな行動が暴力にあたるのか」の意識の比較 (%)

行動の種類別	調査等の区分	どんな場合でも暴力にあたる	暴力にはあたらない
交友関係などを細かく監視する	内閣府 ※1	37.6	16.2
	東京都 ※2	36.3	11.4
	武蔵野市 ※3	男性49.5 女性56.1	6.2
「誰のおかげで生活しているんだ」など言う	内閣府 ※1	45.6	12.5
	東京都 ※2	55.2	7.3
	武蔵野市 ※3	男性 53 女性62.8	4.8
何を言っても無視する	内閣府 ※1	41.2	15.1
	東京都 ※2	39.3	12
	武蔵野市 ※3	男性42.1 女性54.3	7.5

※1…男女間における暴力に関する調査 報告書（内閣府 平成17年）
 ※2…インターネット都政モニターアンケート「配偶者暴力」（東京都 平成20年）
 ※3…武蔵野市男女共同参画に関する意識調査（平成20年）

<DV暴力の形態例>

身体的暴力…なぐる、ける、首をしめる、髪をひっぱる、腕をねじる、引きずりまわす、物をなげつける など

精神的暴力…大声でどなる、実家や友人とつきあうのを制限したり電話や手紙を細かくチェックしたりする、何を言っても無視して口をきかない、人前でバカにしたり命令するような口調ものを言ったりする、大切にしている物を壊したり捨てたりする、生活費を渡さない など

性的暴力…見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる、いやがっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない など

※「配偶者からの暴力で悩んでいませんか」
 東京都生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画室 資料より

う」と回答した男女差は大きく、暴力についての基本的な理解を深める啓発の必要性が痛感される。

性犯罪被害者の低年齢化が進む一方、いわゆる「デートDV」（婚姻関係にない男女間での体、言葉、態度による暴力）が顕在化してきており、子どもたちに対する暴力防止教育はまったなしの状況である。武蔵野市の児童、生徒についての暴力に関する調査は行われておらず、現在のところ実態や意識を示すデータはない。横浜、神戸両市において若者を対象として実施した男女間の暴力に関する調査^{1,2)}によると、横浜では高校、大学に通う女性で交際経験がある者の4割、

神戸では3分の1にあたる高校生が「デートDV」被害を経験している。“何を言っても無視する”“大声で怒鳴る”“交友関係を監視し、制限する”行為を「暴力だと思う」の回答は2～3割程度で、身体的暴力等に比べ、暴力であるという認識が低いというデータ（神戸市）が出ており、これは先の内閣府、都、市のデータ比較による成人の意識より低く、若年層の危うい状況が伺える。また、横浜市では、半数に近い教職員が「デートDV」予防啓発の適切な時期は「中学生以下」と回答している。さらに、暴力予防啓発のワークショップの実施前後では暴力に対する考え方や対処についての変化が見られたという報告もあり、注目に値する。

武蔵野市においても、男女が互いを尊重し、平等な関係を築いていくための動機づけとなるプログラムを教育現場でどのように取り入れるか検討し、実施に踏み出してほしい。むさしのヒューマン・ネットワークセンターにおいてもデートDVのワークショップが開催されており、こうした取組を参考に、専門的な訓練を積んだ民間団体、心理や医療の専門家などと教員が協力し、子どもたちが「知ることができてよかった」と実感できる啓発活動が望まれる。このような教育現場での取組は児童、生徒を通して保護者の意識変革にもつながることであり、重要な課題である。

● 提言

- ◇DV行為の基礎的知識や防止、対応について、啓発を充実する。市民と行政が一体となった新たなキャンペーンなど取組を強化する。
- ◇教育現場における「デートDV」防止プログラムを導入する。
- ◇若者向けパンフレットを作成し活用する。

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの性を尊重しあうためには、正しい情報の提供が不可欠である。にもかかわらず、性に関する十分な情報は、なかなか得がたいという状況がある。また医療に関しても、性差の視点を導入することによって、生涯にわたる心身の健康づくりのあり方が変わってくる。このように性差に敏感な医療のあり方、健康づくりの大切さを認識し、環境整備、広報をはかることが必要と思われる。

1) 乳がん検診

乳がんは、生活様式、食生活の欧米化に伴って増加傾向にあり、壮年期（30歳-64歳）の女性の死亡原因のトップである。罹患率は、5.1%であり、女性の20人に1人が乳がんになる計算となる（図6）。年間1万人のひとが命を落とすがんであるが、早期発見に努めることによって、死亡率を下げることができる。

武蔵野市では、満40歳以上の女性を対象に、(社)武蔵野市医師会（26の医療機関）および(財)武蔵野健康開発事業団に委託し、平成17年から、偶数年齢の歳には、1,000円の自己負担金（生活保護受給者は免除）で、マンモグラフィ（乳がんを診断する方法のひとつで、乳腺・乳房専用のレントゲン撮影）、問診、視触診、結果説明を行っている。また奇数年齢では、問診、視触診、結果説明を行っている。広報は、市報、健康だより、勸奨通知、ポスターで行われており、誕生月とその翌月に受けることができる。

厚生労働省の統計では武蔵野市の乳がん検診受診率は17.0%となり、これは全国平均の12.9%、東京都の平均7.6%に比較すると高率ではあるが、大腸がん検診受診率51.9%、肺がん57.8%、胃がん18.6%に較べれば、低い数字である。

また「武蔵野の福祉」によれば平成16年度以前は、受診率が14年15.6%、15年15.5%、16年13.3パーセントであったことに比較すれば、17年の偶数年齢10.6%、奇数年齢4.3%、及び18年の偶数年齢12.0%

奇数年齢3.4%は、受診率が低下しているといわざるを得ない。しかし要精検率は、年々確実にあがっている（平成17年以降は偶数年齢で見た場合）。

気になるのは、平成17年以降、対象者が30歳以上から40歳以上へと引き上げられたことである。マンモグラフィは、触診でもわからないようなミリ単位の石灰化したがんを見つける際には威力を発揮し、50歳以上の女性が2年に1回受けることは大変効果的であると考えられている。この意味では、50歳以上の女性にとって、武蔵野市の施策は、万全のものであるといえよう。しかし乳がん患者のボリュームゾーンである30代に対する検診がなくなったことは大きな問題であるといわざるを得ない。

● 提言

◇若年者に対する乳がん検診のあり方を検討する。

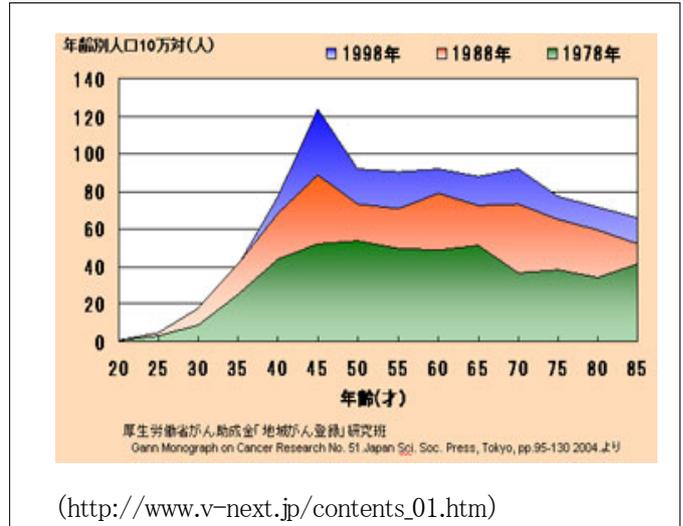
乳がん検診の年齢を引き下げ、その際にはマンモグラフィ以外の検査（触診+超音波など）を行う必要があるのではないかと。とくに若年の密な乳腺のしこりをみつけるのは、マンモグラフィでは難しく、マンモグラフィを過信するがゆえに乳がんの発見がかえって遅れるというがん患者の批判の声があることなどを勘案すると、若年者に対する乳がん検診のあり方は、再考される余地があると思われる。

2) 子宮(頸部・体部)がん検診

武蔵野市では、満20歳以上の女性を対象に、武蔵野市医師会(11の医療機関)に委託し、子宮(頸部・体部)がん検診を行っている。周知方法は、市報、健康だより、勧奨通知、ポスター、個別通知により、年二回、5月と11月に実施されている。

厚生労働省の統計では14.7%となり、東京都の平均11.9%に較べれば多いものの、全国平均18.6%に比較すると少ない。また、他のがんの受診率と比較すれば、かなり受診率は低いといえるだろう。ただ平成17年度より対象者が30歳以上から20歳に引き下げられたことは評価できるとと思われる。

図6 乳がん患者と年齢のグラフ



● 提言

◇子宮(頸部・体部)がん検診の広報を強化する。

市からの個別通知等の広報の強化の他、情報誌「まなこ」において、女性のお役立ち情報を充実させて、広報をはかる。

3) レディース手帳と性教育

東京都では、健康手帳が配布されている。武蔵野市に在住の40歳以上であれば、申し出により、受け取ることができる。検診の記録をつけることができ、基本的には中高年以降の健康管理のための手帳である。この健康手帳の認知度はあまり高くなく、年間20冊ほどが交付されている。

女性の健康に関しては、母子手帳のように、あるライフステージの段階において記録するものはあるものの、それも産前の母の記録と子どもの成長記録という二人分の複合的な手帳である。女性の身体と健康という視点から、生涯にわたる健康を考えるために女性の健康に関する情報提供と記録を行える手帳が必要とされていると思われる。

日本社会においては、性規範の変化が著しい。第二次性徴を母体の準備としてのみ把握するのではなく、自分の身体とどうつきあっていくのか、自分の身体を護ることにに関する情報を正確に得る

ため、不妊の可能性などを含めた、産む・産まない・産めないに関する正しい情報提供が行われる必要がある。また、妊娠・出産に関しても、母体としてのみならず、出産後の女性の健康管理を含めた情報提供が行われる必要があり、更年期、閉経後などにおける様々なライフステージと関連する身体の変化への理解が求められる。

さらに、男性への性差医療の視点も重要であり、「男性の更年期」など、今まで女性特有だと思われていた症状が男性にも起こり得ることを、広く知らせていく必要がある。

● 提言

◇性教育において、避妊だけではなくSTD（性感染症）の防止を含めた教育をおこなう。

◇むさしのヒューマン・ネットワークセンターのスタッフなどで手帳の原案を作成し、市が配布する。

女性の健康に特化した、レディース手帳には、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会による女性の生涯健康手帳（記録と基本的な情報）、市販されている10年女性健康手帳（記録に特化、1,260円）などがあるが、上記のねらいにかなうものとはいいがたい。市独自の手帳の作成・配布が必要である。

◇学校教育だけではなく、専門家によるレクチャーやワークショップをひらく。

正しい性や身体に関する情報提供が、学校教育を通じてなされることによって、生涯にわたって性や身体に高い問題意識をもつことが可能になる。学校を通じて子どもを啓発することによって、保護者を啓発するという側面もある。武蔵野市の小中学校では、学習指導要領に基づき、指導が行われているが、正しい性や身体に関する情報提供を教師による学校教育だけではなく、専門家によるレクチャーやワークショップを開くことによって、地域に開かれた性や身体の意識づくりができるようになるのではないかと。

4) 父子手帳と母体のケア

武蔵野市においては、母子手帳交付時に配布される「母子バッグ」の中に、東京都作成の「父親ハンドブック」が配布されている。「父親ハンドブック」の存在をアピールする必要があるが、概ね、父母に対する情報提供は行われているとよいだろう。

しかし、出産・育児において、父母としての啓発は行われてはいるものの、夫婦、もしくは個人としての情報提供の少なさが気になる。まず、妊娠・出産に関して、母体としてのみならず、出産後の女性の健康・身体管理を含めた情報提供が行われる必要がある。3人に1人が体験するといわれる産後うつや産後の身体の回復のための情報提供が必要である（フランスでは1985年に骨盤底リハビリが導入され、出生率の上昇に寄与しているといわれている。費用は10回までは、全額を公費でまかなわれている）。また夫に対して、出産で疲れたうえ、産後の育児に追われている妻の心身へのケアの必要性を啓発する必要がある。

● 提言

◇母体のケアについてのプリントを作成・配布する。

つい後回しにされがちな母体の産後の心身の変化（ホルモンの変化による産後うつや骨盤底リハビリなど）についての情報と、そのような妻へのケアのあり方についての啓発についてのプリントなどを、母子手帳発行時に配布する。

◇「パパバッグ」を作成・配布する。

「パパバッグ」などをつくり、母子バッグの中に入れるのではなく、「父親ハンドブック」とプリントなどを別の封筒に入れる。大量に出産・育児に関する配布物があるので、これだけでも、夫の手に届きやすくなるのではないかと。

参考文献

1. 横浜市「デートDV（交際相手からの暴力）に関する意識・実態調査」平成20年4月
2. 神戸市「神戸市における高校生の男女共同参画と男女間の暴力に関するアンケート調査報告書」平成20年3月
3. 「これって暴力？」 アジア女性基金パンフレット
4. 「デートDV これって愛？」 大分県 平成19年
5. 日本におけるがん生涯リスク評価、厚生指標、52巻第6号 21-26, 2005（加茂憲一他）
6. 平成19年版 「武蔵野の福祉」
7. 平成18年度 「地域保健・老人保健事業報告」 厚生労働省

3. 基本目標Ⅲ 男女平等意識を浸透し自立意識を確立する

今回の提言の基本理念である「男女が互いの人権と能力を尊重し合い、働き方や生き方を柔軟に選択できる、男女共同参画のまちづくりの実現」の実現のためには、主体である市民の“意識づくり”は重要な役割を担う。地域の様々なメディア、むさしのヒューマン・ネットワークセンター（以下「センター」という。）や「まなこ」を通じ、また、事業所、教育機関を含めた、多様な人材の活用を通じて、行われる必要がある。

さらに、市民がメディアの情報を読み解く能力をつけ、またみずから積極的に情報発信をしていくためにも、学校教育の段階から、IT時代にふさわしいメディアリテラシー教育が期待される。

(1) 意識づくりの基本は「教育」である

意識調査 6-5（問26）にあるように、市の施策として望むこととして「学校での男女平等意識を育てる教育の推進」に対する期待は高い(26.2%)。また、問25にあるように、教育現場である学校教育に期待する取組は、個性・立場の尊重(57.7%)、男女の協力(56.4%)、家庭・家族の多様性(46.2%)などがあげられている。

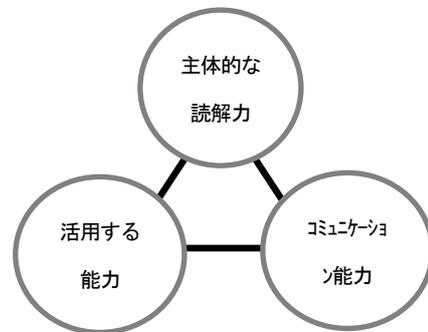
そこからは、個性と多様性を認めあう男女平等教育を学校教育の中で実践することへの期待の高さがうかがえる。教育現場でも日ごろより教師の研修などを通じて確実に継続して実践されているが、より一層の充実を望みたい¹⁾。

一方、現在青少年を取り巻くメディアは、平成15年の計画策定時に想定していたメディア環境に比べ、量・機能・作用ともに大きく進化している。インターネットをきっかけに、メディアは「一方的な情報発信装置」ではなく「参加型双方向コミュニケーション装置」へと変貌した。

今後は、メディアから流れる情報を男女共同参画の視点で取捨選択する能力を養成する、従来のメディア対抗的な視点にとどまることなく、意識

づくりに向けて、より実践的なメディアリテラシー教育が期待される。メディアの情報を読み解く能力に主体性が備わっていることが、メディアリテラシー教育の基本であるが、それに加え、「メディアを活用する能力」「コミュニケーション能力」を育成することが、現在のメディアリテラシー教育であり、学校教育の現場をサポートする施策の整備が急がれる。

図1 メディアリテラシーの視点



● 提言

学校教育での意識づくりにあたっては、実践的メディアリテラシー教育が期待される。そのためには、

◇地域のメディアや多様な人材を活用し、専門家による専門的プログラムを子どもの時期から提供していく。

◇判断する目を養うための実践講座を開催する。

TV局や新聞社の出前講座を誘致し、実際に映像や紙面を作ることに参加しながら、“判断できる目・読み解く主体性”を養う（「まなこ」72号²⁾）。

◇児童・生徒による学校のホームページ制作を通して「メディアを活用する能力」を養う。

市内の小・中学校には、それぞれ各学校紹介のホームページがある。「社会科授業と連動した在校児童が紹介する学校周辺マップ」「各クラス持ち回りでの学校紹介」「市内中学生の意見交換の場」など、ホームページ制作を通して「メディアを活用

する能力」を養うことができる。各校の実践を支援するために、インターネットプロバイダーや市内のIT事業者の協力を期待する。

◇オリジナルの教育素材を開発する。

地域のメディアの協力を得て、ストーリー性のある映像素材やRPG（ロールプレイングゲーム）型ゲームなど、武蔵野市独自の教育素材を開発する。

◇センターの出前講座を実施する。

メディアから情報を得ることに比べ、「生（なま）」の情報はインパクトがある。普段はセンターとの接点がない学校に出向き、男女共同参画の「今」を「生」で伝える。「男女共同参画」の観点からこの活動ができる組織は、武蔵野市内ではセンターのみである。

(2) 男性の意識づくり

1) 家庭参加についての男女の意識のギャップ

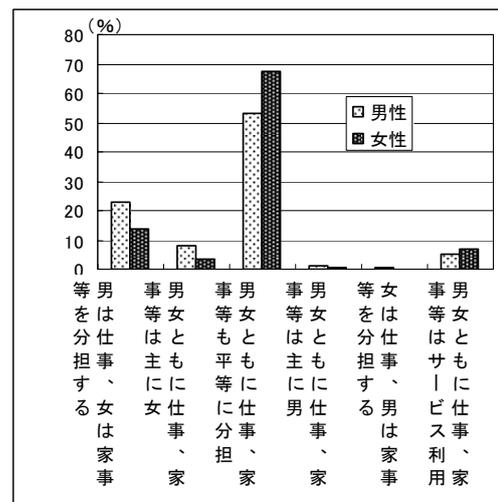
家事の役割分担や子育て参加、介護参加に対する男女の認識にギャップがあることは、基本目標Iで考察した。

意識調査2-1（問1）の役割分担意識では、依然、男女の意識に格差が存在することがわかる。男性は仕事、女性は家事・育児・介護を分担している女性は14.0%であるのに対し男性は22.8%（+8.8ポイント）である。男女とも仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担している女性は67.4%であるのに対し男性は53.0%（-14.4ポイント）となっている。

また、問2にあるように、男女ともに仕事をし、家事・育児・介護を平等に分担していると男性の17.3%が考えているのに対し、女性は8.5%（-8.8ポイント）と、男女の認識にギャップがある。

女性から見る男性の家事不参加理由も、問3のように「子どものころから家事をするようにしつけられておらず（29.2ポイント差）、家事は女性の仕事と考えている（25.5ポイント差）」と、評価は厳しい。

図2 (問1)：理想の性別役割分担



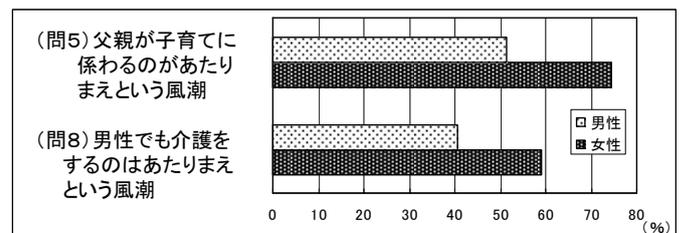
2) 子育てと介護も、まだまだ女性頼り

家事と同様、子育てと介護についても男女の意識にギャップがある。問4からわかるように、女性は、男性の子育て能力に疑問を持っている（子どもとのコミュニケーションのとり方がわからない、子どもの世話の仕方がわからない）。

一方、2-8（問8）にあるように、介護参加について、女性は、家族間での話し合いや男性の介護参加意識の啓発を望んでいる。

男性の子育て参加・介護参加を促すために、制度の整備などを要望するものの、結局は世間の意識改革に期待せざるを得ない、と女性は考えている（父親の子育て参加はあたりまえという風潮をつくる74.4%、男性の介護参加はあたりまえという風潮をつくる59.1%）。

図3 世の中のムードに期待する



3) 垣間見える根強い性別役割分業意識

問7-1に見るように、介護に対する不安要素については、男女ともにほぼ同様の割合で肉体的・精神的な不安を挙げており、また、女性の就業継続の障害が職場環境や施設不足によるものという認識も男女同程度の割合である（問11）。

ただし、介護での不安において家を空けられないとする割合（問7-1）、お茶くみは女性の役割とする割合（問10-1）、看護・介護が女性の就労阻害要因と考える割合（問11）、において、男性の割合を女性の割合が上回っている。これは、男性のみならず女性においても、意識下では、男女の役割分業意識の存在が垣間見える。

それぞれの分野への男性の参画を促進するためには、制度や環境の整備といった仕組みの改革と並行して、男女の自主的な気づきを促すためにも、社会的なムーブメント創出が有効である。

● 提言

◇男性の家事や子育て参加を促すため、センターや『まなこ』を中心とする地域ぐるみのキャンペーンを展開する。

◇男性の家庭参加の「スローガン・マーク」を開発する。

男性が家庭に参加することは“あたりまえ”で“すてき”なことであることを、広く浸透させるためにスローガン・マークを開発し、あらゆる機会を通じて市民に周知する。

◇キャンペーンイベントを展開する。

上記のデビュー期にPRのためのキャンペーンイベントを展開する。例えば、「武蔵野市男性家庭参加の日」を設定し、現在各施設で実施されている“父親参加プログラム”を同時多発的に展開し、話題を創出する。

◇父親の子育て参加の話題づくりのために「まなこ」を活用する。まなこ臨時増刊「パパまなこ」の発行など。

「まなこ」は男女共同参画唯一の広報媒体である。有効に活用を図るべきである。

(3) 意識づくりの観点からの、女性の自立・仕事力の向上とNPOへの支援

女性の就労やチャレンジ支援など自立を支援する施策・制度・仕組みについては、基本目標Iに述べられているとおりであるが、意識づくりの側面から、いかにそれら施策の実践力を向上させることができるか考察した。

1) 事業者には柔軟な勤務形態が求められている

子育て後の女性の再就職に役立つ支援策についても男女の認識にギャップがある（3-7問13）。男性は、再雇用制度や育児休業制度など、現在の勤務形態を崩さない範囲での支援策を想定しているが、女性が求めるのは、柔軟な拘束時間選択や保育所などの施設の充実である。

企業は、仕事に人を合わせるのではなく、人に合わせた仕事の仕方を取り入れなければ、到底、子育て後の女性の力を活かせるものではない。柔軟な働き方と労働条件の向上が必要条件である。現在、柔軟な勤務形態への取組は、大手企業で先行しているが、市内の事業者にも波及すべく意識改革が求められる。

2) 女性にとっての「起業」の意味

従来の（今も主流の）“会社”の時間拘束型の勤務体系では、女性の力を活かすことが難しく、女性が「起業」を視野に入れざるを得ないことは想像に難くない。問18-1に現れているように、男性にとって起業動機は、生きがいや役に立つなどの「自己実現」志向が強いが、女性の起業は仕事が家庭生活と調和することが可能であることが、重要である。

3) 女性は「コミュニティビジネス」志向

問18-2に現れているように、起業するにあたって、男性はまちづくりへの参加や行政サービスへの参画などを志向するのに対し、女性は、趣味・保育・教育・福祉などの「コミュニティビジネス」志向が強い。コミュニティビジネスとは、市民が主体になって、ビジネスの手法を使って、地域の

抱える課題を解決したり、地域の特性を活かしたまちづくりなどさまざまな活動を行う地域事業である。活動を通じて、コミュニティの再生や雇用創出などさまざまな効果が期待される。また今後は、事業者の参画も重要である。地元事業者にとって女性は、消費者として重視され、またコミュニティビジネスの実践者、協働するパートナーとしても期待できる。

4) NPOは意識づくりの強力なパートナー

コミュニティビジネスは、NPOや企業、組合、個人事業など形態は様々であるが、地域住民という特定の対象に対する地域還元型の収益事業としてNPOという組織形態はふさわしい。その意味でも、男女共同参画の推進において、NPOは強力なパートナーであり、その活動は意識づくりにおいても重要な位置を占める。NPOが発信する情報は地元での男女共同参画事業の理解・共感獲得を左右するといえる。

● 提言

◇女性の再チャレンジと自立の支援にあたっては、「学びなおし」の機会を、地域の事業所や教育機関との連携のなかで提供する。

◇「学びなおし」機会のための講座やワークショップの開催

再チャレンジに役立つ実践的な知識やノウハウを提供する。実施にあたっては、課題を共有する市内のNPOや市民団体とも連携をとりながら、全市的な広がりの中で実施していく必要がある。

- ・法律に強くなる（個人情報・著作権...）
- ・ITに強くなる（ネットは怖くない...）
- ・マネジメントに強くなる（ボランティア運営...）
- ・イベントに強くなる（準備と運営...）

◇市民と商店会のタウンミーティングを開催し、実践的「学びなおし」の機会とする。

女性は地元の消費の主役である。地元事業者（商店）と市民との対話は商店街活性化のきっかけとなる。市民と事業者の対話を通じて、地元商店会も市民とともにまちづくりへの意欲が喚起され、

「学びなおし」の機会を得ることが期待される。

◇NPO向け「伝える技術」を向上させるプログラムを開発する。

男女共同参画事業やイベントのネーミング、チラシ・ポスターの制作力向上は、男女共同参画に関わるNPOの活動を活性化させ、男女共同参画社会の意識浸透に直接的に貢献する。

言いたいことが上手に伝わると市民の関心も高くなって、事業が活性化して参加者が増え、意識づくりに結びつく。

◇武蔵野地域五大学など研究機関と連携する。

武蔵野地域五大学*との男女共同参画に関する共同研究／共同講座など、大学の研究活動をサポートする。例えば、文部科学省の実施している「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」公募などの機会を視野に、主婦向け講座を開設し、主婦の再チャレンジに直結する事業を大学と共同で開発・実施する。その際は、研究現場への企業からの支援も視野に入れる。

また「女性支援」にフォーカスしたプログラム（講座）開発は、武蔵野地域自由大学*の基盤となる各大学の活性化にも有効であろう。

武蔵野市の男女共同参画社会推進活動は、アカデミックな連携を得て、他の自治体と一線を画すことが期待される。

◇全ての発信は「まなこ」と「ヒューマン・ネットワークセンター」から

「まなこ」と「センター」は、武蔵野市の男女共同参画推進活動の「結び目」としての役割を担う。したがって、さまざまな計画や施策については「まなこ」と「センター」の連携を通じて、確実に情報発信される必要がある。

市民が着実に実績を積み重ねてきた“発信する媒体と活動の場”を活性化することは今後の主要課題のひとつである。

◇民間企業との協働を検討する。

民間企業のCSR活動（Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任）を誘致することにより、また協働することにより、大きなスケール

ルでの男女共同参画推進活動の実現が期待できる。

実例としては、コンピュータソフト会社が支援するNPOのための実践力向上プログラムやDV被害者の自立を支援するIT技術向上プログラムが実施され、大きな成果を挙げている。

例えば子育て支援施策を想定した場合、市内の技術系事業者と大学と市内施設（0123施設など）が共同で子育て支援遊具を共同開発できれば、大きな展開が期待でき、関心の創出とあわせて目に見える成果が期待できる。

話題が創出されることは、意識づくりにおいての追い風となるであろう。

<用語解説> 武蔵野地域五大学：武蔵野地域の五大学（亜細亜大学・成蹊大学・東京女子大学・日本獣医生命科学大学・武蔵野大学）。これらの大学と市が連携・協力して市民の生涯学習に寄与することを目的に学長と市長が「武蔵野地域学長懇談会」を設置し、五大学共同講演会や武蔵野地域自由大学などさまざまな生涯学習の機会を提供している。

武蔵野地域自由大学：武蔵野市と武蔵野地域五大学が連携して、高度で継続的、体系的な生涯学習の機会を提供する学習空間。正規の大学ではないが、終了講座数により、自由大学独自の学位記（称号記）を授与している。

出典・引用文献

1. 武蔵野市 平成19年度男女共同参画計画進捗状況調査報告書

2. 武蔵野市 「まなこ」 72号 平成20年

4. 基本目標Ⅳ 男女共同参画計画を推進するための体制を整備する

男女共同参画計画の実施にあたっては、まず、市が自ら率先して、庁内で男女共同参画を実践していく必要がある。その上で、男女共同参画計画を全庁的な取り組みとして推進し、同時に、市民と行政とのパートナーシップによって、武蔵野市全体で問題解決にあたらなければならない。その意味でも、男女共同参画推進の拠点となる「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」の運営や活動の見直しは最優先課題である。

さらに、武蔵野市の男女共同参画計画の持続的に効果的な推進体制の確立と、市民と行政、事業所等との協働の仕組みを明確にするためにも、男女共同参画基本条例（仮称）の検討は不可欠である。

（1）政策方針決定の場への女性参画を促進する

国においては「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」¹という目標があり、「男女共同参画基本計画（第2次）」にもこの目標を明記し取り組みを進めている²。なお、この30%というのは1990年に国連の経済社会理事会が採択したナイロビ将来戦略勧告の「指導的地位に就く婦人の割合を1995年までに少なくとも30%にまで増やす」³という国際的な目標値でもある。

武蔵野市では委員会・審議会の女性比率が35.1%、市議会の女性議員比率は23.1%⁴で、全国の市（区）平均のそれぞれ26.1%、11.8%⁵を上回っており、全国平均と比べると、この状況は評価できる。今後はさらに促進を図っていくことが望まれる。

1) 市の委員会等への女性の参画を推進する

委員会等では、教育・介護・環境など現場に直結した分野では女性比率が高いが、監査・対策・審査など管理に関わるものでは低い。委員長・会

長の女性比率はごく低い。女性のなり手不足により、一人が複数の委員を兼任している例も見られる。女性比率0%の委員会等がある一方で、逆に女性100%の附属機関もある。男女比のバランスをとることによって、さらに活性化することを期待する。

女性割合の低い委員会等を減らすべく、積極的改善措置（男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること）をさらに進めることが必要である。将来的には、一方の性が3分の1以下にならないように、場合によっては年齢構成や居住地、勤務形態等についても多様性を確保するように参加割り当てを設定し、多様な市民の意見を市政に取り入れる方策を検討すべきである。

2) 市の女性管理職を増やす

市職員の男女比は以前は男性が多かったが、現在では全職員のうち44%が女性となっている。係長職でも女性は少しずつ増加し、現在は係長・課長補佐でそれぞれ女性比率28%、21%であるが、部課長級では他市と横並びの4.5%にとどまっている。女性管理職が少ない原因として、管理職試験の女性受験者が少ないことがあげられるが、なぜ少ないのかを分析し、対策を講じる必要がある。

企業では女子社員の活用・活性化にさまざまな方策が取られており、民間の男女共同参画推進の手法を学ぶ、あるいは外部専門家のコンサルティングを受けることも考えられる。女性管理職が少ない原因を分析するために、職員に対するアンケート調査などを行うことも考えられる。

また、自ら積極的に発言し課題解決に向けて貢献するリーダーシップ力の育成教育は、できるだけ若いうちから導入すべきである。平成18年度から市長と職員が意見を交換する会が定期的に進められている。女性職員のみを対象とするものでは

ないが、今後とも継続されることを望む。

● 提言

- ◇市女性管理職の割合を30%とする。
- ◇女性管理職がなぜ少ないのか分析するために、職員に対するアンケート調査を行う。
- ◇市女性職員にリーダーシップ力育成教育のための研修等を実施する。

3) 人材リストと人材育成プログラムの実施

委員会等に積極的に参画し、また、地域の中でリーダーシップを十分に発揮できる人材を育成するために、様々な取り組みが必要である。

現計画にも「人材の育成」は課題として盛り込まれている⁶。

◆ 人材の育成事業

- ◎人材育成の強化と人材リストの作成
- ◎情報提供、啓発活動の強化
- ◎市内企業、大学、専門学校等における啓発活動
- ◎他自治体との情報交換の積極的推進

人材リストについては、センターにおいて、地域福祉と市民活動の質の向上のため、平成19年度から登録制度を開始した。登録した人と専門的サポートを必要とする個人や団体をつなぐシステムだが、今後はより実効性を高めていくことが望まれる。

人材リストは、人材育成プログラムと車の両輪で実施されてこそ実効性を確実なものとする。今後は、女性の人材育成とリーダーシップ養成のための専門性に基いた継続的仕組みを整備していく必要がある。そのためには、市内の大学、専門学校、企業、他の自治体等との連携を図るべきである。

● 提言

- ◇市の委員会・審議会では一方の性が3分の1以上になるよう参加割り当て枠を設定する。
- ◇人材リスト事業の活性化のために、人材育成プログラムを継続的に実施していく。
- ◇人材育成プログラムの実施にあたっては、市内

の教育機関や企業、他の自治体との連携を図る。

(2) 計画推進体制の整備と強化

1) 計画策定へ向けて市民・事業所への情報提供の強化

意識調査によると男女平等に関する動きについて「強い関心をもっている」10.8%、「ある程度関心を持っている」と答えた人が59.3%と、合わせて7割いるにもかかわらず、市の男女共同参画関連の施策への認知度は極めて低く、特に「男女共同参画計画」の存在を知らない人は6割を超えている。

市民・事業所と行政のパートナーシップの基本には、まず、計画や施策に関する幅広い情報の共有がなければならない。そのためにも、行政は、必要な情報や資料を、的確かつ迅速に、しかも分かりやすい形で市民や市民団体、事業所等へ提供する必要がある。今後は、市の計画や施策はもちろん国や都、他の市区町村の情報の認知度アップをめざして、単に情報や資料を一方向的に配布するのではなく、センターや情報誌「まなこ」等の企画を通じて提供するなど、情報をきっかけに人の輪やネットワークが生まれるような、様々な配慮が望まれる。

● 提言

- ◇「男女共同参画計画」の認知度が少なくとも50%を超えるよう、センターや「まなこ」等を通じて、情報提供及び周知活動に努める。

2) 市役所を男女共同参画のモデル事業所とする

① 市役所職員の男女共同参画意識の向上

男女共同参画計画を実施する上で行政の果たす役割は大きい。全庁的に計画を実施していくためには、各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の実現に向けて共通の認識を持つとともに、市自らが積極的に男女共同参画意識の向上に取り組むことが望まれる。そのためにも積極的に情報

提供を図ると共に、ワークショップや研修等を実施する必要がある。

また、芦屋市や小金井市などでは、全職員を対象に、男女共同参画に関する意識調査を実施し職員の意識向上に効果を上げている。武蔵野市でも同様の試みが期待される。

● 提言

◇市役所職員に男女共同参画に関する情報提供を図る。また、そのためにワークショップや研修を行う。

◇全市職員を対象に男女共同参画に関する意識調査を行い、調査結果を広く市民にも周知する。

② 特定事業主として、「仕事と子育ての両立」のための努力と職場の点検

平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が制定され、国や地方公共団体は「特定事業主」として、職員を雇用する事業主の立場から、職員の子どもたちの育成を支えるための環境整備に取り組むための計画（特定雇用主行動計画）の策定が義務づけられた（平成17年度から平成26年度までの10年間を実施期間とする）。

武蔵野市でも、平成17年3月『仕事と子育ての両立に向けて』と題する同行動計画が、行動計画策定委員会（ワーキンググループ）による職員アンケートなどを実施した上で、策定された。

計画は、平成21年に後半5年の計画について検討することになっているが、その際には、より実効性のある計画とすることを期待する。今後、市は、自ら事業所として率先して、「子育てにやさしい武蔵野市」を実践し、市内事業所等における男女共同参画の推進役として、広く、市民や事業所にも周知する責務がある。

● 提言

◇武蔵野市次世代育成支援行動計画『仕事と子育ての両立に向けて』を職員はもとより、広く市民に周知する。

◇行動計画の施策の実現に向けて努力する。

◇計画の改定にあたっては、職員の声をできるだけ反映するための工夫をする。

3) 男女共同参画推進会議と庁内体制のあり方

現在、庁内の推進体制としては、「男女共同参画推進会議」が設置され、副市長を議長として、関係部課長が集まり、相互間の事務の緊密な連絡を図っている。「推進会議」では、平成3年7月の設置以来、毎年、所管課による前年度事業の実績の自己評価と次年度の予定を持ち寄り、「男女共同参画計画事業等調査報告書」を作成している。

今後は、行政内部での意思決定プロセスをより実効性のあるものとするために、年度ごとに重点課題を設定し、施策の早期実現に向けて、担当部署が集中的に連携するなど、施策の実施状況に合わせながら、課題解決にふさわしい担当者間の会議の持ち方を考え、所管課間の連携の強化を図っていく必要があるだろう。

● 提言

◇推進会議は、年度ごとの重点課題を設定し、その実現に向け、担当者間の連携を強めていく。

4) 男女共同参画推進市民会議の機能の強化

市民会議は、「男女共同参画推進計画」が平成16年4月に提出されて以降は、今回の市民会議まで1度も開催されていない。社会情勢の変化に的確に対応し、より実効性のある計画立案とより効率的な行政運営をめざすためにも、市民会議を客観的事業評価に基づく第三者評価機関として常設化する必要がある。今後は、市内の事業所、NPOや市民団体の代表者など、地域の多様で幅広い人材をメンバーとするとともに、実施期間内での課題の実現のためには、重点課題を設定し、そのための小委員会や専門家会議を設置するなどの具体的取り組みも必要になるだろう。

なお、今回、計画策定のためにワーキンググループが立ち上げられ、強力なサポートを得られた。今後も引き継がれていくことを希望する。

● 提言

◇市民会議を第三者評価機関として常設化し毎年開催するとともに、重点課題を設定し、その解決のため、小委員会や専門家会議等を立ち上げる等、柔軟な推進体制とする。

5) 市民会議と推進会議の連携のしくみ

庁内の推進会議による自己評価と市民会議による第三者評価の実施にあたっては、両会議が、共通の評価方法に則り、年度ごとの重点課題を設定し、協力して計画の実施状況を把握していく連携の仕組みが効果的である。

日野市では、「男女平等行動計画評価」の実施にあたって、計画に記載されている施策・事業（110項目）について、毎年評価し進捗状況を管理している。平成17年度からは、重点事業を挙げ、市民評価委員会と本部評価委員会、主管課で共通の指標（評価の平均点は5点満点）を使って、それぞれ事業評価している。さらに、平成18年度からは、3者の評価の総括をするとともに、行政と市民評価委員の意見交換会を実施している⁷。

今後、武蔵野市でも、十分に検討し、何らかの連携の試みを始めることが望まれる。

● 提言

◇「男女共同参画推進会議」と「男女共同参画推進市民会議」の連携を図るため、共通の事業評価方式を採用するとともに、意見交換会等の開催も検討する。

6) 男女共同参画に関する意識調査および調査・研究

今回、市民会議の中で、意識調査を今回の提言に活かすためには、質問項目の大幅な見直しが必要であるとの結論に至り、今回の提言に関連した質問項目を作成し、盛り込んだ。

今後、男女共同参画計画に調査結果を反映させるためには、経年的に把握すべきデータと重点課題に必要なデータとを十分に検討し、その上で、

事業評価に効果的なスケジュールで実施することが望ましい。重点課題については、5年ごとの意識調査では間に合わない場合もある。計画期間内の課題の実現に向け、対象とテーマを絞った調査あるいは研究が必要である。

武蔵野市の男女共同参画推進のための課題を導き出すためには、武蔵野市の男女共同参画関連の客観的データが不可欠である。平成2年から平成8年まで毎年発行されていた「統計にみる武蔵野の女性」のようなデータブックの存在は貴重である。復活が望まれる。

● 提言

◇「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」の内容の見直しと実施時期の再考を行う。

◇重点課題の解決のために独自の調査・研究を実施する。

◇武蔵野市の男女共同参画に関するデータブックを作成する。

7) 国・東京都・他市区町村等との連携強化

施策の実施にあたっては、国や都の法律や制度、他の自治体の推進状況に関する情報が不可欠である。担当者は、各種の担当者会議へ積極的に出席するなど、国・都・他市区町村等との連携の強化を図る必要がある。また、DV防止対策や女性のための雇用対策など、市町村だけでは解決が難しい問題については、積極的に国や都に対して働きかけを行い、課題の解決を図っていくことが望まれる。

● 提言

◇課題解決のため他の自治体と連携を強化するとともに、国や都へ働きかける。

8) 進捗状況のフォローアップ体制の確立

① 事業評価による実施状況の把握の必要

推進会議では、施策の実施状況を明らかにするために、AからDまでの実施区分に基づくチェック（AからDまで、それぞれ「今後も継続・充実

する」「新たに実施予定」「将来の検討・研究課題とする」「国・都に対する要望」を行い、「男女共同参画推進状況調査」として、毎年度、まとめている。しかし、事業を改善しながら実施していくためには、PDCA（プラン（計画）→ドゥ（実行）→チェック（評価）→アクション（改善、見直し））のマネジメント・サイクルに則り、客観的な評価指標を設定した事業評価のシステムが不可欠である。

② 事業評価の手法の検討

男女共同参画計画の実施にあたって、近年、全国の多くの市区町村では、達成度による事業評価の手法を導入し、実績をあげている。三鷹市の場合、マスタープランの1つの柱として男女共同参画を位置付け、「まちづくり指標」を使って事業評価をしているが、ほとんどの地方自治体が男女共同参画計画単独で、事業評価をしている。

目黒区の場合、男女平等・共同参画審議会（以下、「参画審議会」）が第三者機関として、毎年、「男女平等・共同参画計画」の事業を、成果を中心として評価し、効果的な事業を実施するための様々な提言を行っている。

平成14年度から事業評価をスタートさせ、現在、平成19年度の事業評価を進めている。計画の5つの目標を示す大項目とその実現のための重要な事業を含む中項目ごとの評価を★の数で表している（★★★★★＝達成、★★★★＝十分である、★★★＝概ね十分である、★★＝ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある、★＝不十分）。さらに、平成18年度からは、どの政策が進捗し、どの政策があまり進捗していないのかの経年変化を見るため、レーダーチャートも採用している。

事業評価の「ものさし」としては、「審議会等委員の女性比率を50%にする」などの「目標値」や「『配偶者からの暴力被害経験あり』の人の割合が年度ごとに減少する」などの「目標とする状態」を「参画審議会」で独自に設定し、意識調査の結果やヒヤリング等を実施した上で事業評価してい

る。毎年、試行錯誤しながら、いかに客観的で、分かりやすくするかを工夫している。

一方、八王子市の場合は、行動計画である『男女が共に生きる八王子プラン』の達成度を数値化しているが、数値目標（市役所の努力によって達成可能なもの）と指標（社会状況に大きく影響され市役所の努力だけでは必ずしも達成できないもの）に分けている。

また、数値化した上で、さらに、AからD（それぞれ「進んだ」、「やや進んだ」、「あまり進んでない」、「全く進んでいない」）までの、対前年度進捗度で評価している。平成18年度からは、実施区分内の中期的な進捗状況の評価も行っている（A～D「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」）⁸。

9) 推進にあたっての留意点

武蔵野市でも、今後、計画の実施状況のフォローアップ体制を確立するために、達成度評価などの客観的な事業評価システムを導入すべきである。ただし、数値化による評価は、評価基準があまりに煩雑であったり、細かすぎる場合には、かえって担当者のデスクワークを増やすだけで、形骸化しがちである。先行例を十分に調査・研究し、武蔵野市にふさわしい、機能的で効果的な評価方法を開発すべきである。また、多くの自治体が、事業評価を導入する法的根拠として、男女共同参画条例を制定していることも、併せて検討すべき課題である。

● 提言

- ◇客観的な評価基準による実施状況のフォローアップ体制の確立をする。
- ◇実施にあたっては、十分に先行例等を検討し、武蔵野市独自の評価方法を開発する。
- ◇男女共同参画推進条例による裏付けを検討する。

(3) むさしのヒューマン・ネットワークセンターの拡充

1) センターの運営体制の見直しの必要性

センターは、男女共同参画社会の実現をめざす市民や団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点として設置され、今年で11年目を迎えた。

意識調査でのセンター認知度は32.8%と低めながら、前回調査の18.9%からアップしている。多くのボランティアに支えられ、着実に実績を重ねてきた結果であるが、実態は、むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）への参加団体が固定化し、また個人参加の人数も低迷しており、運営体制の弱体化という問題に直面している。3年前から体制の立て直しを目指して運営協議会内部での検討を進めており、今年度は外部からアドバイザーを迎え、より一層の問題解決のための実践的試みを行っている。

2) センターの現状と課題

① 「検討委員会」によるセンターのあり方の見直し

現計画では、センターと行政の連携のあり方を検討するために、市民参加の「検討委員会」の設置が実施区分Bで盛り込まれているが、一度も開催されなかった。

センターの抱える問題は、決してセンターだけの問題ではなく、武蔵野市の行政と市民の協働のあり方と男女共同参画行政の方向性を問う問題でもある。市とセンターの連携のあり方を見直した上で、センターの位置付けや役割を、全市的な視点で、あらためて問い直す時期にきているといえよう。

② 登録団体と運営体制の見直し

運営協議会の参加団体である市の「男女共同参画推進登録団体」は趣味のサークルから女性問題の活動団体まで幅広く、必ずしも男女共同参画推進を主な目的として活動をしている団体とは限ら

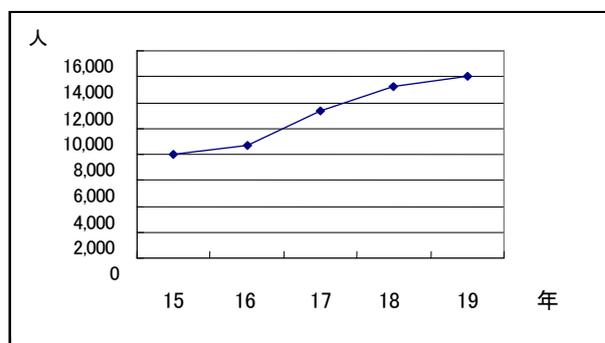
ない。したがって、センターの利用団体は増えても、自らセンターの管理・運営に参加しようとする団体が少ないのが実情である。今後は、運営協議会の活性化を図るため、登録団体の見直しが必要である。

③ 専従スタッフの必要性

現在、ネットワークの活性化や情報提供の充実のために、「集う（交流）」、「伝える（情報）」、「学ぶ（学習・研修）」をセンターの機能として充実させようとしている。また、人材リストの整備も進んでいる。

ホームページのサイト管理についてはNPOへ委託しているが、センターの目的や主旨を伝えるツールとして充実するためには編集スタッフが必要である。現計画で課題とされている専従スタッフの常駐の実現が切に望まれる。

図1 むさしのヒューマン・ネットワークセンター利用者数



3) センターの位置付けと役割

「むさしのヒューマン・プラザ」構想からセンター開設まで

武蔵野市では、『婦人問題懇談会（第二期）』（昭和63年）で、男女共同参画社会の実現と女性の自立支援をめざした拠点施設として「むさしのヒューマン・プラザ（仮称）」の設立が提言され、武蔵野市第二次女性行動計画まで、計画の大きな柱とされてきた。

しかしながら、その後、「プラザ」構想は、長期計画の中で検討課題とされたまま、平成10年11月、

「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」が、市民や市民団体の自主活動とネットワーク化の支援を目的として開設され現在に至っている。

4) コミュニティセンターとの違いを明確にする

現在、運営協議会は、センターの管理運営を市から委託されている。条例による明確な位置付けはないが、原則的には、コミュニティセンターと同様の運営体制にある。しかしながら、今後、センターが、人権の視点に立った男女共同参画推進のための拠点としての役割を担うためには、コミュニティセンターとは異なる極めて専門性の高い、全市的活動が必要となる。市の事業との役割分担、「まなこ」との連携などについても、明確な位置づけが望まれる。

5) 新しい時代にふさわしいセンターへの期待

男女共同参画の推進は、市民と行政の連携の中で初めて実現する。センターが11年かけて蓄積してきた実績をさらに発展させ、さらに、情報収集・発信の場として、地域のリーダー養成の場として、男性の地域力や女性の仕事力の育成の場として、センターが市民のニーズに十分に答えられる拠点にふさわしい体制の整備が必要である。

さらに、意識調査の中で、センターに期待する事業として最も高かった要望のひとつに「総合相談窓口」の設置がある。今回のDV防止法の改正でも、DV対策について市町村の取り組みを一層促進することが求められている。センターと市の連携を含めた庁内体制の整備を進めた上で、早急に実施する必要があるだろう。

現在、武蔵境市政センターの移転計画にともないセンターの移転が検討されている。移転にあたっては、高齢者や車椅子の人、乳母車を押す子育て中の親なども自由に集えるアクセスのいい場所の確保が必要である。思いがけない出会いや交流の輪の中から、働く女性、独身の男女、シングルマザーなど多様な生き方が可能な社会をめざす取

組が次々と生まれることが期待される。

● 提言

◇センターの認知度を60%以上にする。

<運営体制>

◇男女共同参画推進を具体的に進めるための拠点として明確に位置づける。

◇市とセンターの役割分担を明確にし、協働のシステムを確立する。

◇専門性のある人材の配置とコーディネート機能の充実を進める。

◇人材育成と事務局機能を強化する。

<活動>

◇コミュニティの人材育成のための参加型のワークショップを開催する。

◇「人材リスト」を充実し、地域の人材やスキルを地域活動や起業につなげていく。

<情報収集・発信>

◇情報提供のための広報活動・HPを充実しスタッフの専門性育成のための研修を実施する。

◇センターだよりの充実と「まなこ」との連携

(4) 情報誌「まなこ」の充実

「まなこ」は、平成3年2月の創刊以来、最新の72号まで、地域の男女共同参画のための情報誌として、様々なテーマを扱ってきた。編集メンバーも代を重ね、レポーター制度も導入しながら、様々な市民が関わっている。

意識調査での「まなこ」の認知度は33%と周知不足の感は否めないが、参加型の編集会議を通じて多くの人材を地域に生み出してきた。今後は、周知度をさらにアップしていくとともに、編集会議が人材育成の場として強化されていくことが望まれる。

現在まで、「ライター入門講座」の受講生が多く編集者として関わってきたが、同講座内容を見直し、男女共同参画の意識づくりを目的とする情報誌の執筆・編集に役立つ情報収集・発信のための実践的知識や能力を身につける機会とすることが

望まれる。

● 提言

- ◇「まなこ」の認知度を60%以上にする。
- ◇「まなこ」との有機的連携の中で「ライター養成講座」の内容を見直し、充実させる。
- ◇センターとの連携を強化する。
- ◇「まなこ」における男女共同参画の視点を充実させる。

(5) 男女共同参画基本条例(仮称)の検討

男女共同参画基本条例(仮称)の検討は、平成12年の第四期・第五期武蔵野市女性行動計画推進市民会議で提言され、現計画にも盛り込まれている。計画期間中の検討は一度もされないままであるが、今回の第四期長期計画・調整計画の中で、今後検討していくことが明記されている。

今後、行政と市民・事業所が一体となり、地域ぐるみで、男女共同参画計画を実施していくためにも、男女共同参画条例の制定に向けて十分な検討が必要である。

男女共同参画条例は、47都道府県のうち46都道府県で、また17の政令指定都市の全てで制定されている。全国1,827市区町村では19.6%、そのうち市区では36.1%、町村では6.6%で制定された。今後の検討状況も合わせて見ると、市(区)の32.7%、

町村の25.0%は検討を予定している⁹。なお、東京都では62市区町村中、19(11区8市)で制定されている¹⁰。

男女共同参画条例には、基本条例、推進条例、パートナーシップ条例など様々な形式がある。そのほとんどが、男女の人権等に対する基本理念や計画実施とそのため総合的な体制整備、市・市民・事業所の責務や協働のあり方などを明らかにしており、性別による差別や女性の人権侵害の禁止や市民からの苦情等の処理などを規定するものもある。武蔵野市も、男女共同参画の推進に向けた行政のあり方、計画の推進体制や市民と行政の協働のしくみ、特に、センターの位置づけや役割、「まなこ」との連携のあり方などを明らかにしていくとともに、先行例を十分研究し、武蔵野市らしい条例のあり方を検討していくことが望まれる。

条例制定の検討は行政主導ではなく、むしろ市民参加による十分な議論と男女共同参画意識の高まりが不可欠である。議論を尽くされてこそ、制定後により市民の意識に浸透し意義あるものとなるであろう。

● 提言

- ◇市は男女共同参画基本条例(仮称)制定へ向けて、市民参加による検討委員会を設置する。

出典・引用文献

1. 「女性のチャレンジ支援策の推進について」平成15年6月 男女共同参画推進本部決定
2. 内閣府「男女共同参画基本計画(第2次)」平成17年12月決定
3. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」国際連合経済社会理事会採択 平成2年5月24日
4. 武蔵野市 平成19年度男女共同参画計画進捗状況調査報告書
5. 内閣府「平成20年度男女共同参画白書」
6. 「武蔵野市女性行動計画推進市民会議報告書(第五期)」2003年
7. 日野市「平成18年度日野市男女平等行動計画(本部評価・市民評価)報告書」平成20年2月
8. 八王子市「男女が共に生きるまち八王子プランー平成18年度評価報告書」(平成20年1月)
9. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について」平成19年度
10. 東京都「男女平等参画に関する条例・宣言」平成19年4月1日現在

資 料 編

武蔵野市男女共同参画推進市民会議委員名簿

(職業・所属は平成 20 年 10 月現在のもの)

◎は委員長

岩城 末子	むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会会長
大橋 仁	公募市民
小澤 和彦	弁護士
小野 公一	亜細亜大学経営学部教授
菅野 昭彦	公募市民
工藤 阿貴	公募市民
佐野 純夫	市立第四中学校副校長
千田 有紀	武蔵大学社会学部教授
◎ 高田 素子	武蔵野市人権擁護委員、第五期女性行動計画推進市民会議委員長
林 朋子	(株)東急百貨店勤務
三上 かおり	公募市民
吉川 良子	元武蔵野市子育て SOS 支援センター所長

ワーキングスタッフ名簿

(所属は平成 20 年 10 月現在のもの)

小林 佳世	総務部人事課人事係主事
横山 充	財務部市民税課市民税係長
扇 賢二郎	環境生活部保険課収納係主事
並木 英樹	健康福祉部生活福祉課生活福祉係主事
高橋 利恵子	健康福祉部高齢者支援課地域支援担当係長 (平成20年3月31日まで)
長坂 朋子	健康福祉部健康課健康主査
柏倉 しおり	子ども家庭部子ども家庭課子ども家庭係主任
安藤 雅美	子ども家庭部保育課管理係主任
中村 京子	教育部教育企画課財務係主任

武蔵野市男女共同参画推進市民会議審議経過

	日時	場所	検討内容
第1回	平成19年8月21日	市役所	委嘱式・委員会のあり方・今後の方針について
第2回	9月19日	商工会館	市の施策について(計画)、都行動計画の概要、討議要綱
第3回	10月18日	商工会館	市の施策について(推進会議)、市民意識調査、意見交換
第4回	11月28日	ヒューマン・ネットワークセンター	まなこ、ヒューマン・ネットワークセンターのあり方について 今後の進行について
第5回	12月13日	商工会館	各分野での課題について(各担当からの意見発表)
第6回	平成20年1月23日	商工会館	各分野での課題について(各担当からの意見発表)
第7回	2月13日	商工会館	各分野での課題について(各担当からの意見発表)
第8回	3月12日	商工会館	各分野での課題について(各担当からの意見発表) 市民意識調査項目立てについて
視察	3月29日	市内周辺	フェア・トレード店「るま・ばぐーす」(三鷹市)、ハウスグリーンパーク、テンミリオンハウス月見路、テンミリオンハウスあおば、0123吉祥寺
第9回	4月23日	商工会館	計画策定の各課題について
第10回	5月21日	商工会館	報告書案について、課題となる分野についてヒアリングなど
視察	6月13日	市 外	母子生活支援施設
第11回	6月19日	商工会館	報告書案について、課題となる分野についてヒアリングなど
第12回	7月17日	商工会館	報告書案について、課題となる分野についてヒアリングなど
第13回	8月25日	商工会館	市の施策(推進会議)の報告について、意識調査の結果について 報告書案まとめ
第14回	9月8日	商工会館	報告書案について
小委員会	9月22日	市役所	報告書案について
第15回	9月29日	市役所	報告書案について
第16回	10月8日	商工会館	報告書案について
小委員会	10月8日	商工会館	報告書案について
第17回	10月27日	商工会館	報告書案について

武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市男女共同参画計画の推進及び武蔵野市男女共同参画計画の策定に関して検討するため、武蔵野市男女共同参画推進市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 武蔵野市男女共同参画計画の推進に関する事。
- (2) 武蔵野市男女共同参画計画の策定に関する事。
- (3) 武蔵野市における男女共同参画施策のありかたに関する事。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事。

(構成)

第3条 会議は、12名以内の委員で構成し、市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し会議を主宰する。

- 2 会議が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会議は、必要があると認めたときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長の指名する委員をもって構成する。

(報酬)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に基づき、市長が定める。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画政策室市民協働推進課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 武蔵野市女性行動計画推進市民会議設置要綱（平成3年1月10日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成8年4月2日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配

偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

「憲章」: 国民的な取組の大きな方向性を提示

「行動指針」: 企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針

【「憲章」と「行動指針」の意義】

【従来】 働き方の見直しは、個々の企業の取組に依存 → 一部の先進的な取組にとどまり、社会的な広がりには欠けていた

【今般】 政府や有識者に加え、経済界、労働界及び地方のトップで協議、合意 → 社会全体を動かす大きな契機に

【働き方の二極化】

○ 企業間競争の激化、経済低迷や産業構造の変化 → 正社員以外の労働者が大幅に増加、正社員の労働時間の高止まり

【共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識】

○ 【かつて】 夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的

【現在】 女性の社会参加等により、勤労者世帯の過半数が共働き世帯。働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のまま。
職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残存。



【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】

○ 正社員以外の働き方の増加 → 経済的に自立できない層

○ 長時間労働 → 「心身の疲労」「家族の団らんを持たない層」

○ 働き方の選択肢の制約 → 仕事と子育ての両立の難しさ



【少子化対策や労働力確保が社会全体の課題に】

○ 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に

○ 働き方の選択肢が限定、女性や高齢者等の多様な人材を活かすことができない



○ 個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能にする必要

○ 働き方の見直しが、生産性の向上や競争力の強化に＝「明日への投資」

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○就業率(②、③にも関連)

<女性(25~44歳)>

現状 64.9% → 2017年 69~72%

<高齢者(60~64歳)>

現状 52.6% → 2017年 60~61%

○フリーターの数

現状 187万人 → 2017年
144.7万人以下

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合

現状 10.8% → 2017年 半減

○年次有給休暇取得率

現状 46.6% → 2017年 完全取得

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○第1子出産前後の女性の継続就業率

現状 38.0% → 2017年 55%

○育児休業取得率

(女性)現状 72.3% → 2017年 80%

(男性)現状 0.50% → 2017年 10%

○男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)

現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本

《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 経営トップのリーダーシップの発揮による職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等
- 目標策定、計画的取組、点検の仕組、着実な実行
- 労使で働き方を見直し、業務の見直し等により、時間当たり生産性を向上

(就労による経済的自立)

- 人物本位による正当な評価に基づく採用の推進
- 就業形態に関わらない公正な処遇等

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労働時間関連法令の遵守の徹底
- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための業務見直しや要員確保の推進

(多様な働き方の選択)

- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場風土づくりの推進
- 女性や高齢者等への再就職・継続就業機会の提供

国・地方自治体

我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施

《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 実現に向けた枠組みづくり
 - ・ 国民運動の展開(政労使合意・地域の実情に応じた展開)
 - ・ 制度的枠組の構築(企業の次世代育成支援の取組促進、働き方に中立的な税・社会保障制度の検討)
 - ・ 取組企業への支援、社会的評価(企業情報の収集・提供、中小企業への支援、顕彰制度等)

- 関係法令の周知と遵守のための監督指導の強化

(就労による経済的自立)

- 若年者等の経済的自立の支援

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための取組の支援

(多様な働き方の選択)

- 保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援の推進、地域で育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤の形成

進捗状況の点検・評価

- 「仕事と生活の調和」実現度指標等の活用により、全体としての進捗状況を把握・評価し、政策へ反映
- 憲章、行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者、労使の代表で構成される検討の場を設置

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（概要）

内閣府仕事と生活の調和推進室 ホームページより

男女共同参画のまちづくりをめざしてたしかな一歩を
武蔵野市男女共同参画推進市民会議報告書

平成20年11月発行

発行 武蔵野市
編集 企画政策室市民協働推進課（男女共同参画担当）
〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話 0422-60-1869（直通）